

評価シート（1）

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価	
			H16	H17	H18	H19		
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 機構の組織・運営体制の見直し 業務の効果的実施等の観点から次のとおり適宜弾力的に見直しを行うこと。 (1) 労災病院の全国的・体系的な勤労者医療における中核的役割の推進、産業保健推進センターの産業保健関係者への支援活動等の機能強化のため、本部の施設に対する業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。 (1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。特に労災病院については、病院毎の財務分析・情報提供を推進する。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、次のような取組を行った。 (1) 本部の施設運営支援・経営指導体制の強化 ① 全ての職員に対する理事長からの経営基盤の確立に向けた取組指示文書の配布 【平成16年度】 ・自分の足で立つ経営を行うことの重要性を説いた文書を配布 【平成17年度】 ・機構の抱える課題と経営状況及び計画の達成に向けた取組の徹底を指示する文書を配布 【平成18年度】 ・第1四半期の事業実績を踏まえ、経営目標の設定と目標達成へ向けた新たな行動計画の策定を指示する文書を配布 【平成19年度】 ・平成19年度の重要性の意識付けと年間計画達成への迅速な対応について徹底を指示する文書を配布 ② 中期目標・中期計画達成へ向けた運営基本方針の策定及び全職員への配布 【平成16年度から平成19年度まで】 ・中期目標・中期計画を確実に達成するため、毎年度、各施設が取組むべき事項や方向性を示した運営の基本方針を策定し、全職員に配布 ③ 各種会議等を通じた中期目標・中期計画の達成に向けた取組の指示 【平成16年度】 ・臨時の院長会議を開催し中期目標・中期計画の達成に向けた取組を徹底するよう指示したことを皮切りに、各種本部主催会議において、機構全体をあげて中期目標の達成、事業の効率化等に取り組むよう指示 【平成16年度から平成19年度まで】 ・機構の置かれている状況や運営方針について、本部役職員が施設、技師会総会等に出向き、運営会議あるいは技師会総会等の場で各職種代表者及び職員に対して直接説明を行い、計画の達成に向けた取組を指示 【平成19年度】 ・平成19年度においては、平成18年の診療報酬の大幅なマイナス改定の影響が強く残り、医師不足・看護師不足が急速に進行する中、中長期的な視点からも経営基盤の確立及び医療の質と安全を確保する観点から、医師・看護師の確保、医療機器の計画的な整備等の先行投資に重点的に取り組むことを基本方針とした。この基本方針と平成20年度の收支相償を両立させる観点から、緊急のものも含め、本部主催会議を連続的に開催し、新たな施設基準の取得等による增收により短期的な利益を図るとともに、積極的医療の展開にあたるよう指示を行った。 ・例年6月開催の春季全国労災病院長会議を4月に前倒しして開催し、19年度は第1期中期目標期間の実質的な最終年度という重要な年度であることを踏まえ計画の達成に向けた取組を徹底するよう指示 ・本部主催の各種会議、研修会等を通じて職種毎に繰り返し機構の置かれている状況や経営方針を理解させるとともに、バランス・スコアカードに関する講義を実施	A 3.82	A 4.00	A 4.00	A 3.78	A 3.90

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価	
			H16	H17	H18	H19		
(2) 役員の業績、職員の勤務	(2) 外部機関等を活用して情	<ul style="list-style-type: none"> ・医師不足病院に対する医師派遣を本部が調整し、労災病院間で実施 ④ 本部の役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議の実施 【平成16年度から平成19年度まで】 <ul style="list-style-type: none"> ・本部・病院間の協議(病院協議)において、運営状況及び目標達成のための具体的な取組、中長期的な経営見通し等について病院毎に協議を実施し平成20年度までの経営目標と計画達成に向けた取組事項を策定 ・経営改善病院を指定し、本部主導により経営改善計画書を策定し、継続的なフォローアップを実施 【平成18年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度上半期実績を踏まえ、平成18年度当初計画の達成に向け平成18年度下半期の経営目標見直し後計画（リカバリー計画）を策定 【平成19年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画を確実に達成する観点から第1四半期の実績に基づき年間収支推計を実施し、その結果に関して各病院の実態や今後の見通し、取組等について院長、事務局長との個別協議を実施 ・平成19年度上半期実績を踏まえ、平成19年度下半期の当初計画に対する見直し後計画及び計画達成のための行動計画を策定 ⑤ 経営改善に向けた組織体制整備 【平成16年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・個々の労災病院に対する運営支援・経営指導をより強化するため、経営指導課を設置 ・本部内に理事長をトップに、各理事、関係部長等を構成員とする経営改善推進会議を設置し、さらにその下に経営改善を着実に推進するため、本部内関係各課からなる経営改善プロジェクトチームを設置 ・中期目標等で求められる目標の達成を確実なものとするため、事業毎、施設毎に目標・評価指標、行動計画を定め評価を実施する内部業績評価制度を導入 【平成17年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度に設置した経営指導課を改編し、経営企画室を設置し、個々の労災病院の経営分析指標に基づく経営支援・指導体制を強化 ・各労災病院における経営企画機能の強化を図るため、各病院に経営企画課を設置することを決定 【平成18年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・病院毎の經營管理機能を強化するため、病院経営に係る経営戦略の企画立案を担当する経営企画課を7病院に設置 【平成19年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度に8病院へ拡大した経営企画課を中心に経営改善のために取り組むべき課題の策定と実施後の評価を行い、その取組について本部主催会議における事例報告により共有化することにより、経営改善に関する企画力、知識の一層の向上を図った。 ⑥ 本部主導による経費の削減に向けた取組 【平成17年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・薬品・診療材料・衛生材料の共同購入を開始 【平成18年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・診療材料・衛生材料に加えて高度放射線医療機器の共同購入を開始 【平成19年度】 <ul style="list-style-type: none"> ・高度放射線医療機器に新たに体外衝撃波結石破碎装置を加えた高額医療機器、診療材料、衛生材料の共同購入を実施 (2) 新たな制度導入に向けて次のような取組を行った。 						

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価								
			H16	H17	H18	H19									
成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を導入すること。	報を収集し、新たな人事・給与制度を速やかに導入する。	<p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな制度の構築に当たり、外部コンサルタントから各種情報等の提供、提案などを受け、検討を行った。 <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師以外の職員俸給2.5%カットを実施するとともに、施設別の業務実績を給与へ反映させる制度の導入に向け、理事長名文書を職員一人一人に配布するなど、職員のモチベーションとモラールの維持・向上に配慮しつつ、制度構築を行った。 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設及び部門の業務目標の達成を確実なものとするため、管理職について個人別の役割目標を設定した「個人別役割確認制度」を導入した。 勤勉手当に対して施設別業務実績（医療事業収支率）を反映させる制度を施行するとともに、管理職手当については定額支給とし、年功的な要素を見直した。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の施設別業務実績（医療事業収支率）により勤勉手当を増減させるとともに、当該制度の主旨、内容を各種会議等において周知徹底し、職員のモチベーション及びモラールの向上が図れるよう努めた。 													
2 一般管理費、事業費等の効率化 (1) 中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については15%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については5%程度節減すること。	<p>2 一般管理費、事業費等の効率化 (1) 一般管理費（退職手当を除く。）については、人件費の抑制、施設管理費の削減を図り、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。</p> <p>また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて5%程度の額を節減する。</p>	<p>2 一般管理費・事業費等の効率化 (1) 一般管理費・事業費の節減</p> <p>一般管理費削減率の推移（15年度実績225億円との比較）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△3.7%</td> <td>△6.9%</td> <td>△10.2%</td> <td>△12.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 一般管理費（退職手当を除く。）については、平成15年度に比べ12.1%の節減（節減額27億円：平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画の81%を達成）を実施した。主な節減の取組事項は以下のとおりである。</p> <p>【平成16年度】（△8.3億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費の抑制で△522百万円 賞与支給月数を0.16月カット、12月期期末・勤勉手当に係る管理職加算割合を半減 競争入札の積極的な実施等で△41百万円 省資源・省エネルギーの推進等で△21百万円 <p>【平成17年度】（△7.3億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費の抑制で△333百万円 事務職員数の縮減、職員俸給2.5%カット、賞与支給月数を更に0.14月カット、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合の半減措置を継続 業務委託費の契約内容見直し等で△57百万円 競争入札の更なる実施等で△23百万円 <p>【平成18年度】（△7.4億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費の抑制で△600百万円 期末手当支給月数を0.1月カット、賞与支給月数0.3月カットを継続、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合を更に100分の2カット 業務委託費の内容見直し及び競争入札の実施等で△20百万円 <p>【平成19年度】（△4.2億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人件費の抑制で△43百万円 事務職員数等の削減、期末手当支給月数0.1月カットを継続、賞与支給月数0.3月カットを継続、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合のカットを継続、人事院勧告における給与引上げ改定（俸給、期末勤勉手当等の引上げ）の未実施 	16年度	17年度	18年度	19年度	△3.7%	△6.9%	△10.2%	△12.1%					
16年度	17年度	18年度	19年度												
△3.7%	△6.9%	△10.2%	△12.1%												

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価											
			H16	H17	H18	H19												
なお、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努めることにより、その費用のうち運営費交付金の割合を低下させること。	医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおける運営費交付金の割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底等による費用節減に努めることにより、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比べて5ポイント程度低下させること。	<ul style="list-style-type: none"> ・宿舎借上料の縮減及び事務機器等の再リース等で△33百万円 ・印刷物の整理、在庫管理の徹底等で△18百万円 <p>事業費削減率の推移（15年度実績5.455百万円との比較）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△4.1%</td> <td>△6.2%</td> <td>△8.6%</td> <td>△9.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、平成15年度に比べ9.3%の節減（節減額5億円；平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画の18.6%を達成）を実施した。主な節減の取組事項は以下のとおりである。</p> <p>【平成16年度】（△2.2億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物作成の見直し等で△142百万円 ・インターネットを利用した購入手段の活用等で△58百万円 ・産業保健推進センターの賃借料の契約交渉の強化・徹底等で△23百万円 ・保守回数・点検項目の見直し等で△7百万円 <p>【平成17年度】（△1.1億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護専門学校の学生食の廃止等で△26百万円 ・社会復帰指導員業務の一部を本部で行うこと等で△15百万円 ・産業保健推進センターの事務所のより安価な場所への移転等で△15百万円 ・産業保健推進センターの広報誌を近隣センターで共同制作したこと等で△7百万円 ・清掃業務委託費の見直し等で△6百万円 <p>【平成18年度】（△1.3億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護専門学校の学生食の廃止等で△30百万円 ・社会復帰指導員業務の一部を本部で行うこと等で△16百万円 ・印刷部数・仕様の見直し等で△8百万円 ・産業保健推進センターの事務所のより安価な事務所への移転等で△8百万円 ・光熱水費の縮減で△6百万円 <p>【平成19年度】（△0.4億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業保健推進センターの事務所のより安価な事務所への移転等で△25百万円 ・光熱水費の縮減で△8百万円 ・海外勤務健康管理センターの看護補助業務の見直し等で△4百万円 <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合の低下 運営費交付金の削減率の推移（15年度実績5.6%との比較）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△3.3ポイント</td> <td>△3.5ポイント</td> <td>△4.2ポイント</td> <td>△4.6ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合については、平成15年度に比べ4.6ポイントの低下（平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画の9.2%を達成）を実施した。主な節減の取組事項は以下のとおりである</p> <p>【平成16年度】（△3.3ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員賞与0.16月分カット、本部からの価格情報等に基づく物品調達コストの縮減、競争入札による委託契約の縮減等 <p>【平成17年度】（△0.2ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師以外の職員俸給2.5%カット及び職員賞与0.14月分カット並びに共同購入による薬品調達コストの縮減、節水バルブの導入による光熱水費の節減等 <p>【平成18年度】（△0.7ポイント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月期賞与（期末手当）0.1月分カット、管理職加算支給割合2%カット及び節水バルブ導入等による光熱水費削減に加え、手術増による入院収入等の増 <p>【平成19年度】（△0.4ポイント）</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	△4.1%	△6.2%	△8.6%	△9.3%	16年度	17年度	18年度	19年度	△3.3ポイント	△3.5ポイント	△4.2ポイント	△4.6ポイント
16年度	17年度	18年度	19年度															
△4.1%	△6.2%	△8.6%	△9.3%															
16年度	17年度	18年度	19年度															
△3.3ポイント	△3.5ポイント	△4.2ポイント	△4.6ポイント															

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H16	H17	H18	H19	
(2) 「行政改革の重要方針」 (平成17年1月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償(損益均衡)の目標の達成にも留意しつつ必要な取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。	(2) 「行政改革の重要方針」 (平成17年1月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、人件費について、医療の質や安全の確保、医療制度改革の動向に即した経営基盤の確立等を見据えつつ5%以上の削減に取組み、これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間において、勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償(損益均衡)に向けた計画的取組にも留意しつつ必要な取組を行う。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映拡大等を図る。	<p>・契約交渉の強化及びジェネリックへの切替による薬品費の節減、保守・業務委託契約の見直し等</p> <p>(3) 人件費削減及び給与制度の見直し 人件費削減のため、人員数については、労災病院の事務職・技能業務職を中心にアウトソーシングによる人員削減を行い、給与についても、 【平成18年度】 ①12月期の期末手当の支給月数を0、1月削減 ②管理職加算割合の半減に加え、12月期の期末・勤勉手当に係る管理職加算割合を更に100分の2削減 【平成19年度】 ①平成18年度に実施した給与削減措置の継続 ②人事院勧告における給与引上げ改定(俸給、期末勤勉手当等の引上)の未実施を行っており、平成22年度において、医療の質・安全の確保に配慮しつつ、「5%に相当する額以上を減少させることを基本として」という行革推進法の趣旨が達成できるよう努めた。 また、管理職手当について平成18年度から年功的な要素を排除し定額化とともに、勤勉手当について平成18年度に施設別の業務実績を反映させる制度を施行し、平成19年度6月期支給分から反映させている。</p>					

評価シート（2）

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価		
			H16	H17	H18	H19			
3 労災病院の再編による効率化 劳災病院については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「劳灾病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に基づき、37病院を30病院（5病院を廃止し4病院を2病院に統合する）とする劳灾病院の再編を、定められた期限（平成19年度）までに行うこと。	3 劳灾病院の再編による効率化 劳灾病院の再編（統廃合）については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）及び「劳灾病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に基づき、統廃合の対象病院毎に「劳灾病院統廃合実施計画」を策定し、定められた期限までに着実に進める。 なお、劳灾病院の統廃合の実施に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進等に十分配慮するとともに、当該劳灾病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に万全を期す。	3 劳灾病院の再編による効率化 劳灾病院の再編については、「劳灾病院の再編計画」（平成16年3月30日厚生労働省策定）に定められた期限である平成19年度までに、次のとおりすべての統廃合作業を完了した。 【平成16年度】 <ul style="list-style-type: none">・霧島温泉劳灾病院を平成16年4月9日に廃止した。 【平成17年度】 <ul style="list-style-type: none">・珪肺劳灾病院を平成18年3月31日に廃止し、同年4月1日に学校法人獨協学園獨協医科大学へ移譲した。・大牟田劳灾病院を平成18年3月31日に廃止し、同年4月1日に財団法人福岡県社会保険医療協会へ移譲した。 【平成18年度】 <ul style="list-style-type: none">・岩手劳灾病院を平成19年3月31日に廃止し、同年4月1日に資産を花巻市に譲渡するとともに、同市が選定した医療法人杏林会に移譲した。 【平成19年度】 <ul style="list-style-type: none">・筑豊劳灾病院を平成20年3月31日に廃止し、同年4月1日に飯塚市へ移譲した。・美唄劳灾病院及び岩見沢劳灾病院について、平成20年4月1日に岩見沢劳灾病院を本院、美唄劳灾病院を分院として統合するとともに、名称をそれぞれ「北海道中央劳灾病院」及び「北海道中央劳灾病院せき損センター」とした。・九州劳灾病院及び門司劳灾病院について、平成20年4月1日に九州劳灾病院を本院、門司劳灾病院を分院として統合するとともに、門司劳灾病院の名称を「九州劳灾病院門司メディカルセンター」とした。 4 休養施設及び劳灾保険会館の運営業務の廃止 休養施設及び劳灾保険会館については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、平成17年度末までに全て廃止すること。	4 休養施設及び劳灾保険会館の運営業務の廃止 休養施設及び劳灾保険会館の廃止については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、定められた期限までに着実に進める。	4 休養施設及び劳灾保険会館の運営業務の廃止 休養施設及び劳灾保険会館の運営業務の廃止については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に定められた期限である平成17年度までに、次のとおりすべての廃止作業を完了した。 【平成16年度】 <ul style="list-style-type: none">・大沢野パレスを平成17年3月31日に廃止し、平成17年4月26日に石崎産業株式会社へ移譲した。 【平成17年度】 <ul style="list-style-type: none">・水上荘を平成17年5月31日に廃止した。・別府湯のもりパレスを18年3月31日に廃止した。・劳灾保険会館を平成18年3月31日に廃止した。	A 3.55	A 4.36	S 4.56	A 3.56	A 4.01

評価シート（3）

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H16	H17	H18	H19	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	B 3.36	A 3.73	A 3.67	A 3.56	A 3.58
1. 業績評価の実施、事業実績の公表等	<p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>(1) 中期目標期間の初年度に、外部有識者を含む業績評価委員会を設置し事業毎に事前・事後評価を行い、業務運営に反映する。また、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。</p>	<p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等</p> <p>(1) 外部有識者を含む業績評価の実施</p> <p>①バランス・スコアカードを用いた内部業績評価の実施</p> <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度から全ての事業・施設毎にバランス・スコアカードの手法を用いた内部業績評価を実施することを決定し、平成17年度からの本格実施に先駆け、3労災病院で内部業績評価を先行的に実施するとともに、事業毎の具体的な目標・評価指標・行動計画を策定 <p>【平成17年度から平成19年度まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部業績評価実施要領に基づき全ての事業・施設毎、労災病院の部門毎にバランス・スコアカードの手法を用いた内部業績評価を実施 目標と実績に乖離がある事項に関しては、自己評価と管理者評価に基づきフォローアップを行うとともに、改善策について翌年度の運営方針に反映 <p>【平成18年度及び平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> バランス・スコアカードの確実な達成と効果の拡充に向け、「個人別役割確認制度」の導入・実施 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 急激な医療環境の変化に的確に対応するとともにバランス・スコアカードの精度向上を図るため、改めて全労災病院において「SWOT分析」を実施 <p>②外部有識者による業績評価委員会の実施</p> <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営者団体代表、労働者団体代表及び学識経験者（計8名）から成る「業績評価委員会」を設置し、平成16年度の上半期業務実績の事後評価、平成17年度機構運営方針の事前評価を実施 <p>【平成17年度及び平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「業績評価委員会」において前年度の決算期業務実績及び当該年度の上半期業務実績の事後評価、翌年度の機構運営方針の事前評価を実施 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度の業務実績に関する評価と次年度の運営に係る意見・提言を各々タイムリーに審議するため、「業績評価委員会」を年2回開催（7月、12月）した。7月開催においては、平成18年度の決算期業務実績の事後評価、12月開催では、平成19年度の上半期業務実績の事後評価及び平成20年度運営方針の事前評価を実施 <p>③業績評価委員会の評価結果に基づく業務運営への反映</p> <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の財務状況等について国民の理解が浸透していない。このような情報について積極的な情報提供に取り組むことが必要であるとの業績評価委員会の指摘を踏まえ、機構の財務状況について、決算終了後、速やかにホームページで公開し、国民に対する情報提供を実施 <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織の目的を実現するためには、バランス・スコアカードなど現在の取組を継続し、目標等の共有化に努めることが必要との業績評価委員会の指摘を踏まえ、バランス・スコアカードについて掲載した職員向け広報誌や各種会議・研修等を通じて 					

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																																			
			H16	H17	H18	H19																																																				
		<p>目標等に対する理解度の一層の向上に努めた。</p> <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療安全の推進のために、ヒヤリハット（インシデント報告）報告書の提出の励行について徹底していくことが必要との業績評価委員会の指摘を受け、全労災病院において全職員を対象にした医療安全のための研修会等を実施し、さらに医療安全対策の知識の向上と意識の定着を図った。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医業未収金のうち、特に「個人未収金」にあっては、医療機関の経営を脅かすなど社会問題化してきている。労災病院においても医業未収金の発生防止及び回収に努力されることを期待するとの業績評価委員会の指摘を踏まえ、本部に「本部未収金対策プロジェクトチーム」を設置し「未収金発生防止マニュアル」を作成するとともに各病院においては院長直轄の「未収金対策チーム」の設置や「未収金専門担当者」を配置して未収金の発生防止及び回収を図ることとした。 <p>④内部業績評価制度の定着に向けた取組</p> <p>【平成17年度から平成19年度まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部業績評価制度の定着を目指し、バランス・スコアカードに対する職員の理解度を調査（職員アンケート調査）し、理解度の低い施設に対して病院協議等において指導等を行った。 ・副院長、事務局長等の幹部職員を始めとする各職員に対して講習会を実施した。 <p>⑤内部業績評価の実施による具体的改善効果</p> <p>ア 財務の視点</p> <p>経常損失額（臨時損失を含ます。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△111億円</td> <td>△68億円</td> <td>△45億円</td> <td>△35億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当期損失額（臨時損失を含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△128億円</td> <td>△73億円</td> <td>△42億円</td> <td>△47億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 利用者の視点</p> <p>患者満足度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78.6%</td> <td>78.9%</td> <td>78.7%</td> <td>80.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>勤労者予防医療センター利用者からの評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>81.7%</td> <td>90.6%</td> <td>90.9%</td> <td>90.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 質の向上の視点</p> <p>クリニカルパス策定件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,163件</td> <td>2,684件</td> <td>3,303件</td> <td>3,685件</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 効率化の視点</p> <p>一般管理費の縮減</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△3.7%</td> <td>△3.4%</td> <td>△3.5%</td> <td>△2.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 学習と成長の視点</p> <p>職員満足度（理念と基本方針への共感）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53.3%</td> <td>55.3%</td> <td>56.5%</td> <td>59.1%</td> </tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	△111億円	△68億円	△45億円	△35億円	16年度	17年度	18年度	19年度	△128億円	△73億円	△42億円	△47億円	16年度	17年度	18年度	19年度	78.6%	78.9%	78.7%	80.6%	16年度	17年度	18年度	19年度	81.7%	90.6%	90.9%	90.6%	16年度	17年度	18年度	19年度	2,163件	2,684件	3,303件	3,685件	16年度	17年度	18年度	19年度	△3.7%	△3.4%	△3.5%	△2.1%	16年度	17年度	18年度	19年度	53.3%	55.3%	56.5%	59.1%
16年度	17年度	18年度	19年度																																																							
△111億円	△68億円	△45億円	△35億円																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度																																																							
△128億円	△73億円	△42億円	△47億円																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度																																																							
78.6%	78.9%	78.7%	80.6%																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度																																																							
81.7%	90.6%	90.9%	90.6%																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度																																																							
2,163件	2,684件	3,303件	3,685件																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度																																																							
△3.7%	△3.4%	△3.5%	△2.1%																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度																																																							
53.3%	55.3%	56.5%	59.1%																																																							

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価							
			H16	H17	H18	H19								
	<p>(2) 毎年度決算終了後速やかに事業実績をホームページ等で公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p>	<p>職員満足度（研修・教育に対する取組）</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>40.5%</td> <td>44.3%</td> <td>48.7%</td> <td>50.7%</td> </tr> </table> <p>(2) 業務実績の公表</p> <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く機構の業務に対する意見・評価を求めるためホームページに業務実績を公開した。 <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実績をホームページで公開するとともに、意見・評価を求め易くするため、ホームページに「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」のページを設けた。 <p>【平成18年度及び平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き業務実績をホームページで公開し、メールにて届けられた意見については、翌年度の業務運営に反映させるとともに、質問者に対して回答を行った。 	16年度	17年度	18年度	19年度	40.5%	44.3%	48.7%	50.7%				
16年度	17年度	18年度	19年度											
40.5%	44.3%	48.7%	50.7%											

評価シート（4）

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価	
			H16	H17	H18	H19		
2 療養施設の運営業務	2 療養施設の運営業務	2 療養施設の運営業務	B 3.45	S 4.91	S 4.67	S 4.56	A 4.40	
(1) 勤労者医療の中核的役割の推進 中期目標期間の初年度に、勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約するとともに、各機能を組織的・計画的に推進すること。	(1) 勤労者医療の中核的役割の推進 勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約し、各機能を組織的・計画的に推進するため、次のとおり取り組む。 ① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、別紙の13分野の課題に応じて研究の方向性を定め、労災疾病に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及に取り組むこと。 また、労災疾病に係る	(1) 勤労者医療の中核的役割の推進 中期目標期間の初年度である平成16年度に全国32の労災病院において、勤労者予防医療センター、労災疾病研究センター（室）、地域医療連携室の各機能を集約し勤労者医療総合センターを設置、勤労者医療の中核的役割を推進する体制を整備した。 なお、特に平成17年に発生したアスベスト問題に対しても、社会的要請に対応すべく以下のとおり取り組んだ。 【平成17年度】 ・平成17年に発生したアスベスト問題に迅速に対応し、アスベスト関連疾患の診断・治療及び症例の収集を行う医療機関として、23の労災病院にアスベスト関連疾患センターを設置、労災指定医療機関等の支援を行った。また、「粉じん等呼吸器疾患分野」の研究者が中心となり、独立行政法人産業医学総合研究所の研究者等からの協力を得て、実地医家向けに診断方法等を解説した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」を発刊した（18年2月）。総発行部数10,000部（18年5月現在）。 【平成18年度】 ・平成17年度に引き続き、アスベスト問題に積極的に対応するため、労災疾病等研究開発普及事業においては、従来の12分野に加え、アスベスト関連疾患分野を新たに立ち上げ、アスベスト関連疾患に係る多くの診療実績を有する岡山労災病院を中心病院（アスベスト関連疾患研究センターの設置）として位置付け、新たに2つの研究テーマ「良性石綿胸水の診断と治療に関する調査研究」「石綿（アスベスト）ばく露者における石綿肺がん及び中皮腫の早期診断法の確立」に着手した。 【平成19年度】 ・平成19年度は、早期発見によるアスベストばく露者の救命という社会的要請に積極的に対応するため、早期診断の指標としての胸水中の癌抑制遺伝子のメチル化を検討するなど研究の一層の進展を図った。また、引き続きアスベストばく露による肺がん症例（平成18年度累計66例→平成19年度累計126例）を集積し解析を行い、中皮腫132例及び良性石綿胸水45例と合わせて、3つのアスベスト関連疾患の臨床像を明らかにした。 ① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 平成16年度から平成19年度までの労災疾病等13分野に係る研究・開発、普及 【平成16年度】 ・各分野毎に中核病院を定め、労災疾病研究センターを設置し、それぞれの分野毎に主任研究者、分担研究者を選任して研究開発計画を策定した。 【平成17年度】 ・各分野とも、研究課題に応じた臨床データ等を集積するとともに、その評価・分析を行った。 【平成18年度】 ・各分野の中間報告において18の知見が報告され、その内成果物として16冊の冊子を作成した。 【平成19年度】 ・各分野の研究報告書15冊に加え、診療ガイドブック等冊子19冊を作成した。 なお、各分野の研究・開発の成果は以下のとおり。 「アスベスト関連疾患分野」						

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H16	H17	H18	H19	
研究・開発、普及に当たっては、各労災病院が有する臨床研究機能を集約して各分野毎に中核病院を選定し、各労災病院間のネットワークを活用して取り組むこと。		<p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発計画作成、臨床データ等集積、評価・分析 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の労災病院のアスベストばく露による中皮腫症例を132例集積し解析を行い、我が国のアスベストばく露による中皮腫の臨床像を明らかにした。 【冊子】我が国における中皮腫の臨床像—労働者健康福祉機構・労災病院グループ自験症例132例のまとめ ・全国の労災病院のアスベストばく露による肺がん症例を66例集積し解析を行い、我が国のアスベストばく露による肺がんの臨床像を明らかにした。 【冊子】我が国における石綿ばく露による肺がんの調査研究—労災病院グループ自験症例66例の臨床像— ・全国の労災病院のアスベストばく露による良性石綿胸水症例を45例集積し解析を行い、我が国のアスベストばく露による良性石綿胸水の臨床像を明らかにした。 【冊子】我が国における良性石綿胸水の診断と治療に関する調査研究—労災病院グループ自験症例45例の臨床像— ・アスベスト関連疾患の診断と治療のため、一般医師の日常診療にも役立つガイドブックを作成・発行した。 【冊子】アスベスト関連疾患日常診療ガイド—アスベスト関連疾患を見逃さないために— <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の労災病院のアスベスト関連疾患の症例数を更に増やして、中皮腫221例、アスベストばく露による肺がん135例、良性石綿胸水49例の自験症例についての病態を検討し、我が国におけるこれらアスベスト関連疾患の最終的な臨床像を明らかにした。 【冊子】我が国における石綿ばく露による中皮腫の調査研究—労災病院グループ自験症例221例の臨床像—《第2報》 【冊子】我が国における石綿ばく露による肺がんの調査研究—労災病院グループ自験症例135例の臨床像—《第2報》 ・アスベスト関連疾患の診断治療に役立つ、呼吸器専門医向けのハンドブックを作成・発行した。 【出版物】胸膜中皮腫診療ハンドブック ・早期診断の指標としての胸水中の癌抑制遺伝子のメチル化（不活性化）を検討、アスベスト関連疾患の早期診断に有用であることを明らかにした。 【研究報告書】アスベストばく露によって発生する中皮腫等の診断・治療・予防法の研究・開発、普及 <p>「粉じん等による呼吸器疾患分野」</p> <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発計画作成 <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床データ等集積、評価・分析 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石炭鉱山、金属鉱山、窯業、トンネル工事等によるじん肺画像の選定を行い、じん肺専門医に加えて広く実地医家の日常診療にも役立つ各粉じん作業別のじん肺症例集を作成した。 【冊子】画像で診る今日の職業別じん肺症例選集 ・専門医であっても困難であった胸膜ブラークのCT3次元表示法による画期的な診断法を確立し、診断精度を飛躍的に向上させた。 					

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価	
			H16	H17	H18	H19		
		<p>【冊子】診断精度を向上させた新しい画像診断法の開発—CT3次元表示法による胸膜ブラークの画期的診断法— ・発見が極めて困難であったじん肺所見を有する者の肺がん診断法を確立し、精度を向上させた。</p> <p>【冊子】診断精度を向上させた新しい画像診断法の開発—経時サブトラクション法によるじん肺合併肺がんの診断法—</p> <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなじん肺の胸部レントゲン所見の普及を図るため、実地医家向けに易しく解説した「画像で診る今日のじん肺症例選集」を作成した。 【冊子】画像で診る今日のじん肺症例選集 【研究報告書】じん肺に合併した肺がんモデル診断法の研究・開発、普及 ・過去に発症したじん肺の症例に、新たに発生した肺がんの所見を初期段階で発見するための「経時サブトラクション法」及び「FDG-PETとMET（メチオニン）-PETの腫瘍組織放射能比によるじん肺結節と肺がんとの鑑別法」を確立した。 【冊子】新たな画像診断法 経時サブトラクション法 【冊子】新たな画像診断法 じん肺におけるFDG, MET-PETの研究 ・石綿ばく露の医学的所見である胸膜ブラークのCT3次元表示法の症例を更に集積して、胸膜ブラークの進展状態の把握や肋間静脈との鑑別が可能であることを証明した。 【冊子】新たな画像診断法 胸膜ブラークの胸壁3D表示 <p>「勤労者のメンタルヘルス分野」</p> <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発計画作成 <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床データ等集積、評価・分析 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多忙なため受診が困難な労働者が、時間等の制約を受けずに手軽に利用できるメンタルヘルスチェックシステムを確立した。 【冊子】インターネットによるメンタルヘルスチェックと精神保健指導の有用性に関する実証的研究—多忙な労働者が、いつでも、どこからでも利用可能なシステムの確立— ・うつ病の客観的診断法は現在のところ確立していなかったが、研究の結果、脳血流によるうつ病像の客観的評価法についての知見を得た。 【冊子】脳血流^{99m}Tc-ECD SPECTを用いたうつ病像の客観的評価法の研究開発—脳の画像によるうつ病像の客観的評価法の開発— <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発したインターネットによるメンタルヘルスチェックシステムがメンタル不調者の発見のためのスクリーニング法として有用であることが判明した。 【冊子】インターネットによるメンタルヘルスチェックと精神保健指導の有用性に関する実証的研究—多忙な労働者が、いつでもどこからでも利用可能なシステムの確立—《第2報》 【研究報告書】インターネットによるメンタルヘルスチェックと精神保健指導の有用性に関する実証的研究 ・うつ病では左前頭側頭部等で脳血流の低下が認められ、寛解期には回復すること、さらに疲労蓄積により右側頭葉下面等に血流量低下が認められることが明らかにした。 【冊子】脳血流^{99m}Tc-ECD SPECTを用いたうつ病像の客観的評価法の研究開発— 						

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H16	H17	H18	H19	
		<p>脳の画像によるうつ病像の客観的評価法の開発－《第2報》 【研究報告書】脳血流^{99m}Tc-ECD SPECT (single photon emission computerized tomography)を用いたうつ病像の客観的評価法の研究開発 「四肢切断、骨折等の職業性外傷分野」</p> <p>【平成16年度】 ・研究開発計画作成</p> <p>【平成17年度】 ・臨床データ等集積、評価・分析</p> <p>【平成18年度】 ・重度手指外傷の受傷時のスコアから、最適な治療計画策定に必要な将来の機能回復の程度や現職復帰の予測を可能とする診断法を開発した。 【冊子】上肢の重度障害に対する治療法についての調査研究と治療法の検討－受傷労働者の円滑な職場復帰を目指して－</p> <p>【平成19年度】 ・多数指の切断に対しては「異所性再接着」を、また母指切断に対して母趾を移植する「WAF法」を実施した症例で、術後の手の機能に関して、同じ指を再接着した例との間に有意差がないことを証明した。 【冊子】上肢の重度障害に対する治療法についての調査研究と治療法の検討－受傷労働者の円滑な職場復帰を目指して－《第2報》 【研究報告書】上肢の重度外傷に対する治療法についての調査研究と治療法の普及</p> <p>「振動障害分野」</p> <p>【平成16年度】 ・研究開発計画作成</p> <p>【平成17年度】 ・臨床データ等集積、評価・分析</p> <p>【平成18年度】 ・自覚症状に基づき行われている振動障害の診断について、FSBP%による客観的診断法を確立した。</p> <p>【平成19年度】 ・振動障害の客観的診断法としてのFSBP%を用い、レイノー現象出現時には、FSBP%が0であることを証明した。 【冊子】振動障害による末梢循環障害の他覚的評価法としてのFSBP% (Finger Systolic Blood Pressure%)－振動障害の客観的診断法の確立を目指して－ 【研究報告書】末梢循環障害の他覚的評価法としてのFSBP% (Finger Systolic Blood Pressure%) 【論文】Simultaneous Observation of Zero-Value of FSBP% and Raynaud's Phenomenon during Cold Provocation in Vibration Syndrome —J Occup Health 50:75-78, 2008</p> <p>「働く女性のためのメディカル・ケア分野」</p> <p>【平成16年度】 ・研究開発計画作成</p> <p>【平成17年度】 ・臨床データ等集積、評価・分析</p> <p>【平成18年度】 ・夜間労働による不規則な月経周期の発生機序に、血中メラトニンが関与していることを解明した。</p>					

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H16	H17	H18	H19	
		<p>【冊子】女性の深夜・長時間労働が内分泌環境に及ぼす影響に関する研究－労働が女性ホルモン分泌に与える影響の解明を目指して－ 【平成19年度】 ・女性特有の月経痛、更年期障害が働く女性のQOLを低下させていることが明らかとなった。 【研究報告書】働く女性のためのメディカル・ケア ・労働により、血中コルチゾール値が低下することが明らかとなった。</p> <p>【冊子】女性の深夜・長時間労働が内分泌環境に及ぼす影響に関する研究－労働が女性ホルモン分泌に与える影響の解明を目指して－《第2報》 ・女性が安心して働くための予防医学と診療体制の確立を図るため、女性外来の新しいモデル・システムを提案した。</p> <p>【研究報告書】働く女性のためのメディカル・ケア 「身体への過度の負担による筋・骨格系疾患分野」</p> <p>【平成16年度】 ・研究開発計画作成</p> <p>【平成17年度】 ・臨床データ等集積、評価・分析</p> <p>【平成18年度】 ・職場における腰痛の発症要因として、従来考えられていた作業姿勢、作業動作、作業環境に加えて、新たな要因として、心理・社会的要因も関与していることが明らかになった。 【冊子】勤労者の腰痛の実態－職場における心理・社会的要因の関与－ 【平成19年度】 ・更に追跡調査を行い職場における腰痛の発症要因として、作業姿勢、作業動作、作業環境に加えて、心理・社会的要因も関与していることを確認した。 【冊子】勤労者の腰痛の実態－職場における心理・社会的要因の関与－《第2報》 【研究報告書】事業所における腰痛発生頻度と職場環境との関連について 「騒音、電磁波等による感覚器障害分野」</p> <p>【平成16年度】 ・研究開発計画作成</p> <p>【平成17年度】 ・臨床データ等集積、評価・分析</p> <p>【平成18年度】 ・糖尿病網膜症労働者の就業続行を可能にするための治療方針及び、ソーシャルサポートの必要性を明らかにした。 【冊子】網膜硝子体疾患による急性視力障害に対する治療法の研究開発－糖尿病網膜症の労働者の視力保持のために－ 【平成19年度】 ・視力障害を引き起こす可能性のある糖尿病の労働者について、糖尿病網膜症に対する硝子体手術前後のQOLの変化と雇用状況について更に調査を実施、術後視力が改善しても、復職が困難であることが明らかとなった。 【冊子】網膜硝子体疾患による急性視力障害に対する治療法の研究開発－糖尿病網膜症の労働者の視力保持のために－《第2報》 【研究報告書】網膜硝子体疾患による急性視力障害に対する治療法の研究開発－糖尿病網膜症の労働者の視力保持のために－ 「高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患分野」</p> <p>【平成16年度】</p>					

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H16	H17	H18	H19	
		<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発計画作成 【平成17年度】 ・臨床データ等集積、評価・分析 【平成18年度】 ・理・美容師の職業性接触皮膚炎防止に用いている理・美容製品についてのパッチテストが有効であることを明らかにした。 【冊子】理・美容師の職業性接触皮膚炎－宮城県における理・美容師についてのフィールドワークからの報告－ 【平成19年度】 ・理・美容師の接触皮膚炎の原因となっている理・美容製品に加えてその成分についてもパッチテストを施行して、原因を明らかにし、皮膚炎を軽減させる等予防法を確立した。 【冊子】理・美容師の職業性接触皮膚炎－宮城県における理・美容師についてのフィールドワークからの報告－《第2報》 【研究報告書】職業性皮膚障害に対する職場作業環境管理の進め方に関するガイドライン作成－理・美容業界における皮膚炎を起こさない職場環境管理方法の構築－ <p>「せき頸損傷分野」</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成16年度】 ・研究開発計画作成 【平成17年度】 ・臨床データ等集積、評価・分析 【平成18年度】 ・頸椎ドックの結果を解析することで、早期発見・早期治療を可能とするMRIによる頸部脊柱管狭窄症の診断基準を定めた。 【冊子】非骨傷性頸損傷予防法と早期治療体系の確立－MRIによる日本人の頸椎・頸髄の標準値の設定、頸椎ドックに於ける新しい取り組み－ 【平成19年度】 ・更に各年代の正常者に対し頸椎ドックを施行し、MRI上の頸椎・頸髄の加齢による変化を検討したところ、脊柱管前後径、硬膜管前後径、脊髓前後径、脊髓面積は加齢と共に縮小、硬膜内脊髓占拠率は加齢と共に増加すること、また、頸髄の神経学的所見としての「手指10秒テスト」及び「10秒足踏みテスト」も加齢と共に低下することが明らかとなった。 【冊子】非骨傷性頸損傷予防法と早期治療体系の確立－MRIによる日本人の頸椎・頸髄の標準値の設定、頸椎ドックに於ける新しい取り組み－《第2報》 【研究報告書】MRI計測による日本人の頸椎部脊柱管および頸髄の標準値の設定 <p>「化学物質の曝露による産業中毒分野」</p> <ul style="list-style-type: none"> 【平成16年度】 ・研究開発計画作成 【平成17年度】 ・臨床データ等集積、評価・分析 【平成18年度】 ・総計1,261物質に及ぶ有害化学物質のデータベースを作成し、情報検索を可能にした。 【平成19年度】 ・プロテオミクスによる感作性物質の曝露評価法の開発について、in vitroの検 					

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H16	H17	H18	H19	
ア これまでの診療実		<p>討を行った。グルタルアルデヒド(GA)とヒトアルブミン(HSA)を <i>in vitro</i>で反応させ、GAの結合サイトの一部を明らかにした。</p> <p>【研究報告書】化学物質の曝露による産業中毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シックハウス症候群(SHS)・化学物質過敏症(MCS)の鑑別診断法として心理テスト(STAI・POMS)が使用することが判明した。 <p>【研究報告書】化学物質の曝露による産業中毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質のデータベースを充実させるため、150の物質を追加・公開し、総計1,411物質とした。 <p>【研究報告書】化学物質の曝露による産業中毒</p> <p>【リーフレット】産業中毒化学物質情報</p> <p>「業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）分野」</p> <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発計画作成 <p>【平成17年度及び平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床データ等集積、評価・分析 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過労死につながる可能性のある脳血管障害、虚血性心疾患などの発症について、時間外労働時間等の量的負荷の他、自覚的労働負荷など質的負荷を評価することにより、その関連を明らかにした。 <p>【研究報告書】業務の過重負荷と脳・心疾患発症との関連に関する調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の残業時間を500時間で分けた場合のメタボリックシンドローム及び予備軍発症のオッズ比を検討すると、残業時間500時間を越えると、40歳未満及び40歳から44歳までの群でメタボリックシンドロームのリスクが増大することが明らかとなった。 <p>【冊子】勤労者の残業時間とメタボリックシンドローム保有状況の関係についての調査研究—メタボリックシンドロームの発症要因としての長時間労働—</p> <p>【研究報告書】勤労者の残業時間とメタボリックシンドローム保有状況の関係についての調査研究</p> <p>「職場復帰のためのリハビリテーション分野」</p> <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発計画作成 <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床データ等集積、評価・分析 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳梗塞患者のリハビリテーションにおける職場復帰を促進する因子を解明した。 <p>【冊子】早期職場復帰を可能にする各種疾患（特に脳血管障害）に対するリハビリテーションのモデル・システムの研究・開発—Phase1勤労世代（労働年齢）における脳血管障害の発症要因の特性—</p> <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更に脳梗塞患者に対する職場復帰を促進する因子を検討し、新しいモデル・システムを提案した。 <p>【冊子】早期職場復帰を可能にするリハビリテーションのモデル・システムの研究開発—脳血管障害就労者の早期職場復帰を目指して—</p> <p>【研究報告書】早期職場復帰を可能にする各種疾患（特に脳血管障害）に対するリハビリのモデル・システムの研究・開発</p> <p>ア 平成16年度に12分野の中核病院を、18年度にアスペスト関連疾患の中核病院</p>					

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価									
			H16	H17	H18	H19										
	<p>績・研究実績等を踏まえ、13分野毎に中核病院を定めるとともに、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築することにより、研究テーマ毎にモデル医療やモデル予防法の研究開発に必要な臨床データ等を全国的・体系的に集積する。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>i 医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や労働者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を10万件以上（※）得る。 （※参考：平成14年度実績 4,124件（産業中毒、じん肺、腰痛データ・ベース））</p> <p>ii 労災病院の医師等</p>	<p>を選定し、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」については、次のとおり取り組んだ。</p> <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究・開発に必要な臨床データ等を集積するため、各労災病院及び機構本部間に「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築し、データの集積を開始した。 <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野とも、ネットワークシステムを活用して臨床データ等を集積するとともに、その評価・分析を行った。 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークシステムの利便性の向上等の観点から関連機器・ソフトウェアの新規導入やシステム変更を実施し、研究者からの要望等に対して速やかな対応を行った。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野においては、ネットワークシステムの活用により、データの収集・分析等所要の作業を実施し、最終報告書を作成した。また機構本部においては、研究・開発計画に遅れが出来ないよう確実な進行管理と支援活動を実施した。 <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るために、次のとおり取り組んだ。</p> <p>なお、平成20年度からの本格的なモデル医療等の普及活動に当たり、平成19年3月、「労災疾病等13分野医学研究開発成果普及計画検討委員会設置要綱」を策定し、「労災疾病等13分野医学研究開発成果普及計画検討委員会」を設置した。平成19年11月、本委員会において「労災疾病等13分野医学研究開発成果普及事業実施要領」を策定し、各分野の主任研究者に普及計画書の策定指示を行った。その後、各分野から提出された普及計画書について、本委員会において検討を行った結果、平成20年3月に開催した本委員会において全ての普及計画書の承認を行い、平成20年度から効率的かつ効果的な普及活動を実施するための体制整備を図った。</p> <p>i 各分野のデータ・ベース（ホームページ）を計画的に構築した。</p> <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体への過度の負担による筋・骨格系疾患 ・振動障害 ・化学物質の曝露による産業中毒 ・粉じん等による呼吸器疾患 ・職場復帰のためのリハビリテーション ・労働者のメンタルヘルス <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四肢切断、骨折等の職業性外傷 ・せき・痰・咳 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高・低温、気圧、放射線等の物理的因素による疾患 ・働く女性のためのメディカル・ケア ・アスベスト関連疾患 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音、電磁波等による感覚器障害 ・業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死） <p>データ・ベースアクセス件数の推移</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>14,630件</td> <td>38,260件</td> <td>99,043件</td> <td>130,638件</td> </tr> </table> <p>ii 労災疾病等研究の知見が得られた平成17年度より、労災病院の医師等に対する</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	14,630件	38,260件	99,043件	130,638件						
16年度	17年度	18年度	19年度													
14,630件	38,260件	99,043件	130,638件													

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価	
			H16	H17	H18	H19		
	<p>に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する</p> <p>iii 中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等関連医学会において、14研究・開発テーマに関し30件以上（※）の学会発表を行う。 （※参考：研究開発期間中と終了時に、それぞれ1回以上実施）</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を設置して、各研究テーマの事前評価を行い、以後毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映する。</p>	<p>教育研修等を実施した。</p> <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労災病院医師、臨床検査技師に対して「アスベスト関連疾患に係る講習会」「アスベスト小体計測検査講習会」「振動障害に係る講習会」等の教育研修を実施した。 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17年度に作成、発行した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」について、実地医家の要望を踏まえ、症例の更なる追加や病理所見など貴重な情報を新たに盛り込んだ「増補改訂版」を発行（平成18年9月）し、初版と併せて販売部数1万2千部を達成。医療分野でのベストセラーになった。 ・「画像で診る今日の職業別じん肺症例選集」を作成し、厚生労働省中央じん肺審査医及び全国47の産業保健推進センターに配付した。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度から普及活動に移行する振動障害分野については、労災病院の担当医を対象として、振動障害検査機器（FSBP%）の取扱に係る実技研修を全国5か所で延べ10回実施した。 ・厚生労働省の委託事業である既存の研修に加え、機構独自の取組として、じん肺健診等に携わる医師を対象に「じん肺診断技術研修」を実施した。 <p>iii 労災疾病等研究の知見が得られた平成17年度より、日本職業・災害医学会等において、学会発表を行った。</p> <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本職業・災害医学会において、労災疾病等研究に係るシンポジウムが設けられ、12分野13研究・開発テーマについて、各研究者が発表を行った。 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本職業・災害医学会において、13分野の主任研究者等が研究成果等の発表を行った。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国外では、アメリカ手の外科学会、国際頸椎学会、国際ストレス学会等関連医学会等において17の学会発表を行い、国内では、日本肺癌学会、日本脊椎脊髄病学会、日本リハビリテーション医学会等関連医学会において13分野全体で86の学会発表を行った。 ・日本職業・災害医学会において、「労災疾病等13分野研究の報告」と題して、13分野の主任研究者等が一同に会し研究成果の発表を行った。 <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を設置、各研究テーマの事前評価、中間・事後評価の結果を研究計画の改善に反映させた。</p> <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部有識者等31名で構成する業績評価委員会医学研究評価部会を設置し、研究開発計画の有効性・効率性等に関する事前評価を実施した。また、「臨床研究に関する倫理的指針」及び「疫学研究に関する倫理的指針」を踏まえ、医学研究倫理審査委員会を設置し、研究開発計画に対する倫理面の審査を行った。 <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を4回開催し、各分野の研究・開発の方向性について承認を得るとともに、研究・開発の実施方法について、評価指標・解析方法等の意見・助言を得て、研究開発計画の改善に反映した。 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各研究開発計画の中間評価を行うため、2日間にわたって業績評価委員会医学研 						

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H16	H17	H18	H19	
		<p>究評価部会を開催し、研究分野ごとに研究開発計画の達成度、コストパフォーマンスを含めた研究開発計画の妥当性等について、外部委員等による評価が行われ、各々の専門領域の見地から具体的な問題点や改善策が示された。</p> <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し「振動障害」分野については事後評価（達成度、研究成果の意義等）を、その他の分野については中間評価（達成度、今後の研究開発計画の妥当性等）を実施した。また、本研究の成果を報告論文にまとめ、今後学会、研修会、講習会等による発表やホームページ等の方法により情報提供等普及活動の推進に努めることとしている。 					

評価シート（5）

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																						
			H16	H17	H18	H19																																							
② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進し、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ23万人以上（※1）、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ5万5千人以上（※2）、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ7千人以上（※3）実施すること。 また、利用者から、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を70%以上得ること。 (※参考1：平成14年度実績 17,887人) (※参考2：平成14年度実績 7,838人) (※参考3：平成14年度実績 855人)	② 勤労者に対する過労死予防等の推進 勤労者に対する過労死予防等の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。	<p>② 勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の過労死予防対策の指導人数（中期目標：230,000人以上）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80,876人</td> <td>113,672人</td> <td>135,238人</td> <td>157,032人</td> <td>486,818人</td> </tr> </tbody> </table> <p>勤労者心の電話相談人数（中期目標：55,000人以上）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,878人</td> <td>15,249人</td> <td>18,580人</td> <td>23,829人</td> <td>70,536人</td> </tr> </tbody> </table> <p>勤労者女性に対する女性保健師による生活指導人数（中期目標：7,000人以上）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,122人</td> <td>3,280人</td> <td>3,884人</td> <td>3,864人</td> <td>13,150人</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者から職場における健康管理に関して有用であった旨の評価（中期目標：70%以上）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>81.7%</td> <td>90.6%</td> <td>90.9%</td> <td>90.6%</td> </tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	80,876人	113,672人	135,238人	157,032人	486,818人	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	12,878人	15,249人	18,580人	23,829人	70,536人	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	2,122人	3,280人	3,884人	3,864人	13,150人	16年度	17年度	18年度	19年度	81.7%	90.6%	90.9%	90.6%	A 3.64	A 4.18	A 4.22	A 4.00	A 4.01
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																									
80,876人	113,672人	135,238人	157,032人	486,818人																																									
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																									
12,878人	15,249人	18,580人	23,829人	70,536人																																									
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																									
2,122人	3,280人	3,884人	3,864人	13,150人																																									
16年度	17年度	18年度	19年度																																										
81.7%	90.6%	90.9%	90.6%																																										
	<p>ア 労働衛生関係機関との連携や予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るために、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p>	<p>ア 労働局、労働基準監督署等の労働衛生関連機関との連携を図ると共に、各種学会等に積極的に参加し指導のスキルアップのための情報収集に努めた。</p> <p>また、平成16年度には過労死予防等に関するノウハウをまとめた「働く人々の生活習慣予防ノート」を作成し、平成17年以降毎年改訂し、個別指導・講習会等で活用している。</p> <p>平成17年度には「生活習慣病からあなたを守る」リーフレット（3種類）、平成18年度には「勤労者心の電話相談事例集（CD）」を作成した。</p> <p>平成19年度においては特定保健指導の開始を踏まえこれまでの事業で得られた知見・エビデンスを広く社会に周知するため「メタボリックシンドローム予防・解消ハンドブック」の作成に着手した（平成20年度発行）。</p> <p>平成18年度から業務の適性を検証するために業務指導を開始し、好事例や留意事項を取りまとめた結果概要を施設にフィードバックした。</p> <p>イ 利用者の利便性の向上を図るために、時間外、休日の指導、講習会を企画した。また、企業の希望に応じて出張による指導、講習会等も実施した。</p> <p>さらに、来所が困難な勤労者に対し郵送、メールによる指導も実施し、ホームページ上においても予防医療に関する情報提供を行った。</p>																																											

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																													
			H16	H17	H18	H19																																														
	<p>ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、結果を指導・相談内容に反映させることにより、その質の向上を図る。</p>	<p>時間外、休日に実施した指導</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導回数</td> <td>227件</td> <td>8,799件</td> <td>3,743件</td> <td>3,171件</td> <td>15,940件</td> </tr> <tr> <td>指導人数</td> <td>9,108人</td> <td>22,238人</td> <td>21,228人</td> <td>23,047人</td> <td>75,621人</td> </tr> </tbody> </table> <p>企業等へ出張して実施した講習会等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導回数</td> <td>506件</td> <td>899件</td> <td>542件</td> <td>475件</td> <td>2,422件</td> </tr> <tr> <td>指導人数</td> <td>34,514人</td> <td>47,421人</td> <td>24,184人</td> <td>37,533人</td> <td>143,652人</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 勤労者予防医療センターの利用者に対し、指導内容、利用時間等について満足度調査を実施した。また、平成18年度から企業への支援を重点事項として従業員の健康保持増進に関するニーズ調査を実施した。得られた結果を踏まえ、企業の希望に応じた事業展開を行った。</p> <p>ニーズ調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配付件数</td> <td>2,391件</td> <td>3,575件</td> </tr> <tr> <td>回収件数</td> <td>1,207件</td> <td>1,302件</td> </tr> </tbody> </table>		16年度	17年度	18年度	19年度	合計	指導回数	227件	8,799件	3,743件	3,171件	15,940件	指導人数	9,108人	22,238人	21,228人	23,047人	75,621人		16年度	17年度	18年度	19年度	合計	指導回数	506件	899件	542件	475件	2,422件	指導人数	34,514人	47,421人	24,184人	37,533人	143,652人		18年度	19年度	配付件数	2,391件	3,575件	回収件数	1,207件	1,302件					
	16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																															
指導回数	227件	8,799件	3,743件	3,171件	15,940件																																															
指導人数	9,108人	22,238人	21,228人	23,047人	75,621人																																															
	16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																															
指導回数	506件	899件	542件	475件	2,422件																																															
指導人数	34,514人	47,421人	24,184人	37,533人	143,652人																																															
	18年度	19年度																																																		
配付件数	2,391件	3,575件																																																		
回収件数	1,207件	1,302件																																																		

評価シート(6)

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																										
			H16	H17	H18	H19																																											
③ 勤労者医療の地域支援の推進 労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関との連携を推進するとともに、労災指定医療機関を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。 また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を70%以上得ること。	③ 勤労者医療の地域支援の推進 労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。 ア 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに、患者紹介率を40%以上（※1）とする。 イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に對して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ3万2千人以上（※2）に対し講習を実施する。 また、モデル医療に關し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。 ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ・診療案内等	③ 勤労者医療の地域支援の推進 労災病院において以下の取組を行った結果、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査（地域連携室のサービスを利用する労災指定医療機関等や産業医の医師に対する医療情報の提供、医療水準、診察時間帯等についてのアンケート調査）において、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった（役立った）旨の評価について各年度中期目標70%を大きく上回る評価を得た。これら労災指定医療機関等からの高い評価は、地域医療支援病院並びに地域がん診療連携拠点病院の承認取得数の増加に現れている。 診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr><tr><td>78.6%</td><td>77.0%</td><td>74.4%</td><td>77.7%</td></tr></table> 地域医療支援病院 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr><tr><td>3施設</td><td>3施設</td><td>5施設</td><td>9施設</td></tr></table> 地域がん診療連携拠点病院 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr><tr><td>4施設</td><td>4施設</td><td>8施設</td><td>10施設</td></tr></table> ア 労災指定医療機関等との連携強化（紹介率） 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能を強化する観点から、地域医療連携室において、FAX等による直接予約システム等を導入するとともに、地域連携パスの導入に取り組んだ結果、平成17年度において中期計画の紹介率40%以上を達成し、次年度以降も向上している。 患者紹介率 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr><tr><td>38.6%</td><td>42.3%</td><td>44.7%</td><td>49.8%</td></tr></table> イ モデル医療の普及（症例検討会・講習会の参加人数） 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関等の医師及び産業医等の利便性を配慮し、休診日や診療時間終了後に症例検討会等を開催するとともに、モデル医療について、電話・FAX・メール等による相談受付を実施した。また、平成17年度以降は医師を対象とした「石綿（アスベスト）関連疾患診断技術研修会」、病理医師・検査技師を対象とした「アスベスト小体計数検査講習会」の開催や働く女性を支援する目的で「女性医療フォーラム」を開催し労災疾病に係るモデル医療の普及に努めた結果、症例検討会及び講習会の参加人数は中期計画である3万2千人以上を平成16年度及び平成17年度の2年間で達成し、平成16年度から平成19年度までの合計で中期計画の243.4%を達成した。 症例検討会・講習会参加人数 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr><tr><td>16,386人</td><td>18,681人</td><td>22,395人</td><td>20,436人</td><td>77,898人</td></tr></table> ウ 高度医療機器を用いた受託件数の実施（受託検査件数） CT、MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の高度医療機器の利用案に関する情報をホームページ・診療案内等により広報し、高度医療機器の受託検査依頼の獲	16年度	17年度	18年度	19年度	78.6%	77.0%	74.4%	77.7%	16年度	17年度	18年度	19年度	3施設	3施設	5施設	9施設	16年度	17年度	18年度	19年度	4施設	4施設	8施設	10施設	16年度	17年度	18年度	19年度	38.6%	42.3%	44.7%	49.8%	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	16,386人	18,681人	22,395人	20,436人	77,898人	A 3.73	A 3.82	A 3.78	S 4.56	A 3.97
16年度	17年度	18年度	19年度																																														
78.6%	77.0%	74.4%	77.7%																																														
16年度	17年度	18年度	19年度																																														
3施設	3施設	5施設	9施設																																														
16年度	17年度	18年度	19年度																																														
4施設	4施設	8施設	10施設																																														
16年度	17年度	18年度	19年度																																														
38.6%	42.3%	44.7%	49.8%																																														
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																													
16,386人	18,681人	22,395人	20,436人	77,898人																																													

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価										
			H16	H17	H18	H19											
	<p>による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ6万件以上（※3）実施する。</p> <p>エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を毎年度実施し、地域支援業務の改善に反映する。 （※参考1：平成14年度実績 30.3%） （※参考2：平成14年度実績 5,987人×5年間の5%増） （※参考3：平成14年度実績 11,364件×5年間の5%増）</p>	<p>得に努めた。こうした取組みの結果、受託件数は中期計画である6万件以上を平成16年度から平成18年度までの3年間で達成し、平成16年度から平成19年度までで中期計画の178.1%を達成した。</p> <p>受託検査件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23,092件</td> <td>27,119件</td> <td>27,538件</td> <td>29,082件</td> <td>106,831件</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ ニーズ調査・満足度調査の結果に基づく業務の改善 労災病院に紹介実績のある労災指定医療機関等の医師に対してニーズ調査（地域医療連携室のサービスを利用する労災指定医療機関等や産業医の医師に対する医療情報の提供、医療水準、診察時間帯等についてのアンケート調査）を実施し、この調査結果を各労災病院にフィードバックするとともに、労災指定医及び産業医等から示された意見、要望を各地域医療連携室の業務改善に反映させている。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	23,092件	27,119件	27,538件	29,082件	106,831件					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計													
23,092件	27,119件	27,538件	29,082件	106,831件													

評価シート(7)

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度から平成19年度まで)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																																										
			H16	H17	H18	H19																																																											
④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供	④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供	<p>④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p>急性期医療への対応</p> <p>i 急性期に対応した診療体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療の標準化、効率的提供を行った結果、入院平均在院日数の短縮を図った。 <p>平均在院日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18.6日</td> <td>17.5日</td> <td>16.2日</td> <td>16.1日</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・急性期化に対応した診療体制の構築を進める中で、安全で良質な医療を提供するため看護師の病棟配置を厚くし、上位の入院基本料、施設基準の取得に努めた。 <p>一般病棟入院基本料上位算定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7対1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1施設</td> <td>5施設</td> </tr> <tr> <td>10対1</td> <td>15施設</td> <td>15施設</td> <td>30施設</td> <td>27施設</td> </tr> <tr> <td>13対1</td> <td>17施設</td> <td>17施設</td> <td>1施設</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>16年度の10対1は2対1、13対1は2.5対1</p> <p>ii 救急医療体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者医療の中核的医療機関として、労働災害への対応を含めた救急搬送患者受入体制の強化を図ることにより、救急搬送患者の受け入れ数が増加した。 <p>救急搬送患者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64,472人</td> <td>66,699人</td> <td>67,942人</td> <td>68,206人</td> </tr> </tbody> </table> <p>iii 地域医療連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関との間であらかじめ特定の疾患に関する連携バスを策定することにより、シームレスな地域医療連携の実現を図った。 <p>地域連携バス</p> <p>大腿骨頸部骨折</p> <table> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11施設</td> <td>→ 13施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>脳梗塞</p> <table> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3施設</td> <td>→ 8施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他(脳卒中、NST等)</p> <table> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4施設</td> <td>→ 8施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>iv 急性期リハビリテーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災労働者、勤労者をはじめとした入院患者の早期社会復帰を図るため、リハビリテーション診療体制の再編等、リハビリテーションの急性期化を図った。 <p>【平成18年度】</p> <table> <tbody> <tr> <td>運動器リハI</td> <td>32施設</td> </tr> <tr> <td>脳血管疾患リハI・II</td> <td>29施設</td> </tr> <tr> <td>心大血管リハII</td> <td>2施設</td> </tr> <tr> <td>呼吸器リハI・II</td> <td>28施設</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成19年度】</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	18.6日	17.5日	16.2日	16.1日		16年度	17年度	18年度	19年度	7対1	—	—	1施設	5施設	10対1	15施設	15施設	30施設	27施設	13対1	17施設	17施設	1施設	—	16年度	17年度	18年度	19年度	64,472人	66,699人	67,942人	68,206人	18年度	19年度	11施設	→ 13施設	18年度	19年度	3施設	→ 8施設	18年度	19年度	4施設	→ 8施設	運動器リハI	32施設	脳血管疾患リハI・II	29施設	心大血管リハII	2施設	呼吸器リハI・II	28施設	↓		A 3.55	A 3.91	A 3.89	A 4.00	A 3.84
16年度	17年度	18年度	19年度																																																														
18.6日	17.5日	16.2日	16.1日																																																														
	16年度	17年度	18年度	19年度																																																													
7対1	—	—	1施設	5施設																																																													
10対1	15施設	15施設	30施設	27施設																																																													
13対1	17施設	17施設	1施設	—																																																													
16年度	17年度	18年度	19年度																																																														
64,472人	66,699人	67,942人	68,206人																																																														
18年度	19年度																																																																
11施設	→ 13施設																																																																
18年度	19年度																																																																
3施設	→ 8施設																																																																
18年度	19年度																																																																
4施設	→ 8施設																																																																
運動器リハI	32施設																																																																
脳血管疾患リハI・II	29施設																																																																
心大血管リハII	2施設																																																																
呼吸器リハI・II	28施設																																																																
↓																																																																	

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価								
			H16	H17	H18	H19									
ア 労災病院においては、別紙に示された13分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。	ア 労災病院においては、次のような取組により、中期目標の別紙に示す13分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図る。 i 13分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定する。当該指標により、医療の質に関する自己評価を行う。	<p>運動器リハ I 32施設 脳血管疾患リハ I・II 32施設 心大血管リハ II 3施設 呼吸器リハ I・II 28施設</p> <p>医療の高度・専門化</p> <p>i 学会等への積極的参加 ・大学・学会との連携強化を図り、最新技術、知識の修得及び実践を通じて高度な医療を提供した。 各種学会認定施設数；633施設（日本胸部外科学会、日本救急外科学会等75学会）</p> <p>ii 専門センター化によるチーム医療の推進 ・従来の診療科別から、臓器別・疾病別の専門センターを設置することにより、高度専門的医療を提供するとともに、職種及び診療科の枠を超えたチーム医療の提供を行った。 専門センター数（消化器センター、脊椎外科センター、糖尿病センター等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78施設</td> <td>107施設</td> <td>121施設</td> <td>129施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>iii 高度医療機器の計画的整備 ・高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るために、より高度な治療機器、より正確な診断機器等の整備を行った。</p> <p>ア</p> <p>i 平成16年度には労災疾病を12分野とし臨床評価指標を策定していたが、平成18年度からはアスベスト関連疾患を加えた13分野の臨床評価指標としてデータの集積を行い、医療の質の向上に関する自己評価を行うとともに、評価結果を各労災病院にフィードバックし、労災病院グループ全体の医療の質の向上に寄与している。</p> <p>【13分野の内訳】</p> <ol style="list-style-type: none"> 四肢切断、骨折等の職業性外傷 せき臓損傷 騒音、電磁波等による感覚器障害（耳鼻科領域） 騒音、電磁波等による感覚器障害（眼科領域） 高・低温、気圧、放射線等の物理的因素による疾患 身体への過度の負担による筋・骨格系疾患 振動障害 化学物質の曝露による産業中毒 粉じん等による呼吸器疾患 業務の過重負担による脳・心臓疾患（過労死）（脳疾患） 業務の過重負担による脳・心臓疾患（過労死）（心臓疾患） 勤労者のメンタルヘルス 働く女性のためのメディカル・ケア 	16年度	17年度	18年度	19年度	78施設	107施設	121施設	129施設					
16年度	17年度	18年度	19年度												
78施設	107施設	121施設	129施設												

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																	
			H16	H17	H18	H19																																		
なお、労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。	<p>ii 研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。</p> <p>iii 労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病との関連性等に関するカリキュラムを拡充することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。</p> <p>iv 労災リハビリテーション工学センターにおいて工学技術を用い義肢装具等の研究・開発を実施し、その成果をリハビリテーションに活用する。</p> <p>v 次の(i)及び(ii)の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>(i) 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、医師臨床研修に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>(ii) 毎年度、研修カリキュラムを検</p>	<p>12 職場復帰のためのリハビリテーション 13 アスベスト関連疾患</p> <p>ii 【平成16年度】 ・労災看護専門学校における勤労者医療に関するカリキュラムの拡充を図るために、検討会を開催し、勤労者医療の中核的役割を担う人材を育成とすることを目的としたカリキュラム内容の見直しを行い、平成17年度より導入することとした。 【平成17年度以降】 ・勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため、平成17年度の労災看護専門学校入学生より、勤労者医療概論やメンタルヘルスマネジメント等の勤労者医療に関する特別講義（75時間4単位）を含む新カリキュラムを導入した。</p> <p>iii (研究・開発) 特許申請件数（再申請を含む。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(リハビリテーションへの活用) 吊り上げトレッドミルを用いた運動機能再建訓練実施回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>991</td> <td>1,012</td> <td>1,037</td> <td>1,153</td> </tr> </tbody> </table> <p>iv 臨床研修指導医の育成、指導力の強化のため指導医講習会を開催（平成19年度から実施）し、受講した30名の医師に厚生労働省医政局認定の修了証を交付した。</p> <p>初期研修制度における採用者数（マッチングによる）の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95人</td> <td>105人</td> <td>104人</td> <td>109人</td> </tr> </tbody> </table> <p>後期研修制度における採用者数の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(※)</td> <td>(※)</td> <td>55人</td> <td>87人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現行の研修制度の施行が平成16年度からのため、後期研修医の採用は初期研修(2年)後の平成18年度からとなる。</p> <p>v 毎年度、受講者に対しアンケートを実施しており、その結果等を踏まえ研修カリキュラムを検証し充実した研修にしている。具体的には、看護倫理指導者研修や現</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	—	3	3	3	16年度	17年度	18年度	19年度	991	1,012	1,037	1,153	16年度	17年度	18年度	19年度	95人	105人	104人	109人	16年度	17年度	18年度	19年度	(※)	(※)	55人	87人						
16年度	17年度	18年度	19年度																																					
—	3	3	3																																					
16年度	17年度	18年度	19年度																																					
991	1,012	1,037	1,153																																					
16年度	17年度	18年度	19年度																																					
95人	105人	104人	109人																																					
16年度	17年度	18年度	19年度																																					
(※)	(※)	55人	87人																																					

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																													
			H16	H17	H18	H19																																														
	<p>証し、職種毎の勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容を充実することにより、職員個々の資質の向上を図る。</p> <p>vi 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これにより、中期目標期間中に、延べ30万人以上（※）の救急搬送患者を受け入れる。 （※参考：平成14年度実績56,653人×5年間の5%増）</p>	<p>任教育指導者研修など新たな内容で研修の見直しを行い、また、新任管理職研修の受講後のフォローアップ研修として管理職2年目研修の開催やそれまで受講機会の無かった臨床工学技師・視能訓練士等の医療職員及び初期臨床研修医に対して新たに研修を実施するなど内容の充実を図っている。なお、職員の資質の向上を示すひとつ指標として「業務に活かすことができる」という項目の研修有益度調査結果では、下表のように、研修で学んだことを業務に活かすことができるという割合が年々増えている傾向にあり、職員個々の資質の向上が図られている。</p> <p>研修の有益度調査結果の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <th>職 種</th> <th>有益度割合</th> <th>有益度割合</th> <th>有益度割合</th> <th>有益度割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医 師</td> <td>85.7%</td> <td>88.3%</td> <td>90.0%</td> <td>93.5%</td> </tr> <tr> <td>看 護 職</td> <td>79.9%</td> <td>88.0%</td> <td>90.0%</td> <td>87.4%</td> </tr> <tr> <td>医 療 職</td> <td>61.0%</td> <td>67.4%</td> <td>70.7%</td> <td>71.0%</td> </tr> <tr> <td>事 務 職 他</td> <td>72.3%</td> <td>74.7%</td> <td>75.4%</td> <td>78.0%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>70.3%</td> <td>76.2%</td> <td>77.8%</td> <td>84.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>vi 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置することにより、毎年度6万3千人以上の救急搬送患者の受け入れを計画し、毎年達成している。</p> <p>救急搬送患者受入人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64,472人</td> <td>66,699人</td> <td>67,942人</td> <td>68,206人</td> <td>267,319人</td> </tr> </tbody> </table> <p>vii 病院情報システム等IT化の推進</p> <p>医療の質の向上や病院運営の効率化等の観点から、医療情報の共有化によるチーム医療の充実等を目指し、オーダリングシステム、電子カルテシステムの導入を順次進めた。</p> <p>また、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、平成17年7月1日に本部にCIO及びCIO補佐官を設置し、本部から各施設への指導体制を強化した。</p> <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテを1病院、オーダリングシステムを1病院に新規導入した。 <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部に情報化統括責任者（CIO）及びCIO補佐官を設置した。 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーダリングシステムを2病院に新規導入した。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテを1病院、オーダリングシステムを4病院に新規導入した。（19年度末現在導入病院：電子カルテ2病院、オーダリングシステム28病院） 	年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	職 種	有益度割合	有益度割合	有益度割合	有益度割合	医 師	85.7%	88.3%	90.0%	93.5%	看 護 職	79.9%	88.0%	90.0%	87.4%	医 療 職	61.0%	67.4%	70.7%	71.0%	事 務 職 他	72.3%	74.7%	75.4%	78.0%	合 計	70.3%	76.2%	77.8%	84.3%	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	64,472人	66,699人	67,942人	68,206人	267,319人					
年 度	16年度	17年度	18年度	19年度																																																
職 種	有益度割合	有益度割合	有益度割合	有益度割合																																																
医 師	85.7%	88.3%	90.0%	93.5%																																																
看 護 職	79.9%	88.0%	90.0%	87.4%																																																
医 療 職	61.0%	67.4%	70.7%	71.0%																																																
事 務 職 他	72.3%	74.7%	75.4%	78.0%																																																
合 計	70.3%	76.2%	77.8%	84.3%																																																
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																																
64,472人	66,699人	67,942人	68,206人	267,319人																																																

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																										
			H16	H17	H18	H19																																											
イ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全ての病院で70%以上の満足度を確保すること。	イ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供する。	<p>イ 良質で安全な医療の提供 良質で安全な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能強化を受審、クリニカルパス活用の推進などに取り組んだ。また、全ての病院において70%以上の患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を得た。 患者満足度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受審</td> <td>78.6%</td> <td>78.9%</td> <td>78.7%</td> <td>80.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>i 外部評価機関による病院機能評価 良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審するとともに、更新時期を迎えた施設においては再受診した。 病院機能評価の受審</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受審</td> <td>27病院</td> <td>28病院</td> <td>29病院</td> <td>29病院</td> </tr> <tr> <td>認定</td> <td>21病院</td> <td>25病院</td> <td>28病院</td> <td>28病院</td> </tr> <tr> <td>(認定率)</td> <td>65.6%</td> <td>78.1%</td> <td>87.5%</td> <td>87.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※日本全国の病院の認定率は、28.0%（平成20年4月21日現在）</p> <p>ii 医療の標準化（高度医療のモデル化）の推進 全ての労災病院に設置するクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、平成19年末までに3,685件のクリニカルパスを作成した。（対前年比：+382件、11.6%増） また、医療の標準化を図るためDPCを積極的に導入した。 DPC病院の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象病院</td> <td>0施設</td> <td>→ 9施設</td> <td>→ 9施設</td> </tr> <tr> <td>準備病院</td> <td>11施設</td> <td>→ 10施設</td> <td>→ 22施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>iii 患者満足度調査に基づく問題点 患者満足度の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を、患者サービス委員会等の活動を通じて、業務改善に反映した。</p> <p>iv 安全な医療の推進 以下のとおり、安全な医療を推進するため、組織的・継続的な取組を行った。 「医療安全チェックシート」</p> <p>【平成16年度】 各病院で導入されていた「医療安全チェックシート」について見直しを行い、各労災病院の医療安全管理者やコメディカルの代表者等の意見の集約、任意病院での試行チェックを経て、全労災病院共通の統一的・標準的な「医療安全チェックシート」を作成した。</p> <p>【平成17年度】 第1回目（5月）のチェックを行い、各労災病院の医療安全に関する課題を明確にした。各病院では明確化した問題点への取組を行い、本部では個別の指導・支援を行った。</p> <p>【平成18年度】 項目を5月（平成18年度診療報酬改正等への対応）と11月（放射性同位元素の管理体制項目追加）に見直しを行うとともに、当該チェックシートの</p>		16年度	17年度	18年度	19年度	受審	78.6%	78.9%	78.7%	80.6%		16年度	17年度	18年度	19年度	受審	27病院	28病院	29病院	29病院	認定	21病院	25病院	28病院	28病院	(認定率)	65.6%	78.1%	87.5%	87.5%		17年度	18年度	19年度	対象病院	0施設	→ 9施設	→ 9施設	準備病院	11施設	→ 10施設	→ 22施設					
	16年度	17年度	18年度	19年度																																													
受審	78.6%	78.9%	78.7%	80.6%																																													
	16年度	17年度	18年度	19年度																																													
受審	27病院	28病院	29病院	29病院																																													
認定	21病院	25病院	28病院	28病院																																													
(認定率)	65.6%	78.1%	87.5%	87.5%																																													
	17年度	18年度	19年度																																														
対象病院	0施設	→ 9施設	→ 9施設																																														
準備病院	11施設	→ 10施設	→ 22施設																																														
また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。	また、医療安全チェックシートを見直し、全ての労災病院で活用するとともに、医療安全に関する研修及び医療安全推進週間を実施し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。																																																

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																		
			H16	H17	H18	H19																			
		<p>解説書を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月のチェック結果に基づき、各施設に「医療安全確保のための改善計画書」の策定を指示した。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正医療法の施行に伴い、平成19年7月に項目と解説書の改訂を行った。 <p>医療安全チェックシートによる項目達成率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>H17.5</th><th>H17.11</th><th>H18.5</th><th>H18.11</th><th>H19.7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目数</td><td>225</td><td>225</td><td>257</td><td>265</td><td>286</td></tr> <tr> <td>達成率</td><td>81.2%</td><td>90.5%</td><td>91.3%</td><td>95.2%</td><td>95.6%</td></tr> </tbody> </table> <p>「労災病院間医療安全相互チェック」</p> <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労災病院間医療安全相互チェックの実施に向け、全労災病院を12グループに分けるとともに、実施要領を作成し各病院に配布した。また、一部の病院において相互チェックを実施した。 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度の試行を経て、平成18年度より新たに全労災病院に導入した。全グループが計画通り実施し、講評・提言結果に基づき問題点の改善に努めた。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全病院が自主的に実施した。専門職種の参加により、客観的視点での評価が得られた。 <p>「労災病院医療上の事故等の公表」</p> <p>【平成16年度及び平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各労災病院毎の基準により、医療上の事故・インシデント事例に係るレポートを作成・報告していた。 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「労災病院医療上の事故公表基準」を策定し、統一的に医療上の事故・インシデント事例のデータ集積を開始した。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度の労災病院における医療上の事故等の発生状況を平成19年5月にホームページ上で一括公表した。 <p>「医療安全に関する研修」</p> <p>【平成16年度から平成19年度まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全病院が全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施した。 <p>「医療安全推進週間」</p> <p>【平成16年度及び平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全病院が参加した。 <p>【平成18年度及び平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全労災病院の共通テーマ（「患者・地域住民との情報提供と患者・地域住民の主体的参加の促進」）を定め、患者・地域住民も広く参加できる取組を行った。 	区分	H17.5	H17.11	H18.5	H18.11	H19.7	項目数	225	225	257	265	286	達成率	81.2%	90.5%	91.3%	95.2%	95.6%					
区分	H17.5	H17.11	H18.5	H18.11	H19.7																				
項目数	225	225	257	265	286																				
達成率	81.2%	90.5%	91.3%	95.2%	95.6%																				

評価シート(8)

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度から平成19年度まで)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価								
			H16	H17	H18	H19									
⑤ 行政機関等への貢献 国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。	⑤ 行政機関等への貢献 ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。 イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。	<p>⑤ 行政機関等への貢献</p> <p>ア 国の設置する委員会への参加等 (ア) アスベスト問題への対応 平成17年6月に表面化したアスベスト曝露による健康問題に関し、政府の閣議決定(平成17年7月)に基づく「アスベスト問題への当面の対応」(アスベスト問題に関する関係閣僚会合とりまとめ)として、以下の取組を行った。</p> <p>i アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関として24労災病院に設置した「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組んだ(平成17年度から平成19年度までのアスベスト健診延べ件数: 37, 393件)。</p> <p>また、労災病院及び産業保健推進センター等に設置した健康相談窓口において、地域住民等からの健康相談に対応した(平成17年度から平成19年度までの相談延べ件数: 36, 999件)。アスベストブロックセンター(全国7か所)及び労災病院3か所において、アスベスト小体計測検査を実施した(平成18年度及び平成19年度小体計測検査延べ件数: 716件)。</p> <p>ii 労災指定医、産業医等を対象とするアスベスト関連疾患診断技術研修を実施した。</p> <p>【平成18年度】 全国18か所、受講者数 782名</p> <p>【平成19年度】 全国22か所、受講者数 1, 019名</p> <p>(イ) 国の設置する委員会等への出席 労災認定基準の見直し等に際し、医学的見地から検討を行うことを目的として国が設置・主催する委員会や検討会等に際し、医学的知見を有する労災病院の医師が当該委員会等への参加要請に積極的に対応した。</p> <p>なお、各都道府県においても、労災請求事案の審査・検討に当たり労働局や労働基準監督署が定期的に実施する審査会等に労災病院の医師が出席し、医学的見地から助言や情報提供を行った。</p> <p>(参考) 平成19年度実績 27の検討会(振動障害の検査指針検討会、中央環境審議会等)等に21名の出席者が貢献した。</p> <p>イ 労災認定に関する意見書等の適切かつ迅速な作成 労災認定に関する意見書等の迅速な処理を各労災病院に促すため、上半期・下半期に調査を行い上半期の結果をフィードバックすることにより意見書作成日数の短縮に努めた結果平成16年度から平成19年度までの4年間で意見書処理日数を7.2日(20.7日→13.5日)短縮した。</p> <p>意見書処理日数</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>20.7日</td> <td>19.2日</td> <td>14.4日</td> <td>13.5日</td> </tr> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	20.7日	19.2日	14.4日	13.5日	B 3.45	A 4.36	S 4.56	A 4.44	A 4.20
16年度	17年度	18年度	19年度												
20.7日	19.2日	14.4日	13.5日												

評価シート（9）

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																
			H16	H17	H18	H19																	
(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき脳障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上（※）確保すること。 ※参考：平成14年度実績 医療リハビリテーションセンター 75.4% 総合せき損センター 78.8%	(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 ① 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰へ向けた機能の改善状況を勘査しつつ、医療リハビリテーションセンターとの連携を図る。 ② 総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき脳障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘査しつつ、せき脳損傷者職業センターとの連携を図る。	(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 ① 医療リハビリテーションセンターの運営 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr><tr><td>80.2%</td><td>80.5%</td><td>81.1%</td><td>80.4%</td></tr></table> ② 総合せき損センターの運営 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr><tr><td>82.9%</td><td>83.9%</td><td>82.5%</td><td>85.0%</td></tr></table>	16年度	17年度	18年度	19年度	80.2%	80.5%	81.1%	80.4%	16年度	17年度	18年度	19年度	82.9%	83.9%	82.5%	85.0%	A 3.73	A 3.82	A 3.78	A 3.56	A 3.72
16年度	17年度	18年度	19年度																				
80.2%	80.5%	81.1%	80.4%																				
16年度	17年度	18年度	19年度																				
82.9%	83.9%	82.5%	85.0%																				

評価シート（10）

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																				
			H16	H17	H18	H19																					
3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次の取組により、海外派遣労働者の健康管理の向上を図ること。	3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次のような取組を行うことにより、海外派遣労働者の健康管理の向上を図る。	<p>3 健康診断施設の運営業務</p> <p>① 一貫した健康管理支援サービスの提供 　海外勤務健康管理センターにおいては、海外派遣労働者及びその家族に対して赴任前から赴任中、一時帰国、帰国後までの一貫した健康管理サービスを提供して、海外派遣労働者の健康管理の向上を図った。</p> <p>赴任前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則第45条の2に基づく健康診断 ・赴任先の状況に応じた予防接種の実施 ・赴任先の医療事情・感染症等の現地特有の疾病等に関する情報提供 ・栄養指導による生活習慣病に対する予防対策の実施 <p>赴任中・一時帰国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外からのFAX・Eメールによる医療相談、栄養相談の実施 ・赴任前健康診断結果・海外巡回健康相談結果との比較に基づく健康指導 ・一時帰国者からの最新の現地医療情報の提供及び収集 <p>帰国後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則第45条の2に基づく健康診断 ・赴任中に悪化した健康診断データー改善のための健康指導 ・帰国者からの最新の現地医療情報の収集・提供 <p>海外派遣労働者健診者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,321人</td> <td>4,557人</td> <td>5,084人</td> <td>5,140人</td> <td>19,102人</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 海外医療関係者の知識の向上 　海外勤務健康管理センターには、世界中から収集された医療情報が蓄積されており、その情報発信基地として、各種講演会、研修会を開催し、海外医療に関わる人々の知識の向上に努めた。併せて、産業医、産業看護師、海外派遣企業の健康管理者等を対象に全国各地の産業保健推進センターが開催する海外赴任者健康管理セミナーに講師を派遣し情報提供し、わが国の事業場における海外勤務健康管理の向上に努めた。 また、在留邦人が安心して現地の医療機関に受診できるように海外の医療従事者を招聘し、日本及び日本人に対する理解を深めてもらうため研修・交流を行った。</p> <p>③ 最新の海外医療情報の提供 　海外勤務健康管理センターでは、鳥・新型インフルエンザ、狂犬病、日本国内での流行にともなう海外派遣者への注意点としての麻疹等へ対応するため最新の感染症等の情報や、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」を作成し迅速に情報提供するとともに、海外派遣労働者に対する健康診断、予防接種及びFAX・Eメールによる医療相談等を実施し、センターの特色である海外赴任前から帰国後まで一貫したサービスについて積極的に広報活動を行った。 また、海外勤務健康管理センターにおいて独自に入手した海外医療情報、海外赴任者の健康管理に関する調査研究の研究成果及び薬剤情報調査にて入手した現地の薬剤情報をホームページに随時掲載するなど国内外の利用者がいつでも当該情報にアクセスできるような体制を整えた。 「海外勤務と健康」、「FAXによる海外医療相談」等冊子を配布し、海外医療情報を提供した。</p> <p>FAX相談件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>234件</td> <td>201件</td> <td>150件</td> <td>75件</td> <td>660件</td> </tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	4,321人	4,557人	5,084人	5,140人	19,102人	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	234件	201件	150件	75件	660件	A 3.55	A 3.64	B 3.44	A 3.67	A 3.58
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																							
4,321人	4,557人	5,084人	5,140人	19,102人																							
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																							
234件	201件	150件	75件	660件																							

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																						
			H16	H17	H18	H19																																							
(1) 海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を中期目標期間中、6万5千人以上（※）確保するとともに、海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行い、その成果を広く情報提供すること。 また、センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること。 (※参考：平成14年度実績12,414人×5年間の5%増）	(1) センター利用者を確保するため、海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動を強化するとともに、毎年度、定期的にセンター利用者に対するニーズ調査及び満足度調査を行い、その結果を次年度の業務運営に反映する。 また、長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等に関する調査研究を行うとともに、研究成果をホームページで提供し、中期目標期間中、アクセス件数を9万件以上（※）得る。 (※参考：平成14年度実績15,600件×5年間の15%増）	<p>メール相談件数</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>158件</td> <td>219件</td> <td>393件</td> <td>457件</td> <td>1,227件</td> </tr> </table> <p>(1) センター利用者の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① センター利用者の確保 海外派遣企業及び商工会議所等を訪問したり、産業保健推進センターが開催する海外赴任者健康管理セミナーに講師を派遣して、海外派遣労働者に対する健康管理の重要性等を説明するなど、継続的に広報活動の強化を行った。 最新の海外の医療情報（海外医療状況・環境衛生状況・薬剤情報等）の提供、研修実施状況、セミナーの開催状況及び新型インフルエンザ速報をホームページに掲載する等情報提供を行った。 特に平成17年度には「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」を作成し迅速に国内外に発信するとともに、専用電子メール相談窓口の開設を行った。 派遣前、派遣後の健康診断、健康相談のみならず、赴任中の健康管理に関するフォローアップ（Eメール・FAX・国際郵便による医療相談及び健康診断結果の電子媒体での提供）など海外勤務にかかる一貫した健康管理サービスの提供を行った。 平成18年度には、センター利用者の増に伴い、海外健診者の利便性を図るために予約枠の拡大を図るとともに海外医療情報提供の強化に努めた。 施設利用者数 <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>14,816人</td> <td>14,757人</td> <td>15,907人</td> <td>17,614人</td> <td>63,094人</td> </tr> </table> <p>施設利用で有用であった旨の評価の割合</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>90.9%</td> <td>92.7%</td> <td>95.2%</td> <td>92.5%</td> </tr> </table> <p>② 満足度調査の結果に基づく業務の改善 満足度調査の結果に基づき、待ち時間の短縮を図り、施設利用者の利便性向上のための改善を行った。平成18年度には海外医療相談コーナーを新たに設置し、本部が行う海外巡回健康相談で得られた知見と海外勤務健康管理センターに蓄積する一時帰国者及び帰国人から収集した赴任地での医療情報、生活情報をセンター利用者に提供した。</p> <p>③ 調査研究の実施及び研究成果の提供 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解説」（平成16年から平成18年度まで）及び「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明」（平成16年から平成18年度まで）についての調査研究を実施し、併せて7題の研究成果を報告書に纏め、ホームページで提供するとともに研修等で活用した。 また、鳥・新型インフルエンザ、狂犬病、麻疹等の海外医療情報も迅速に提供した。</p> <p>ホームページアクセス件数</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>20,688件</td> <td>34,513件</td> <td>55,275件</td> <td>56,980件</td> <td>167,456件</td> </tr> </table> <p>(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海外巡回健康相談等の実施 医療面の不安の大きい地域で、在留邦人数が一定数以上の地域を対象として毎年現地日本人会、在外公館の情報及び外務省等との検討結果に基づき巡回対象地域の選定を行いアジア・アフリカ・中南米・東欧に海外巡回健康相談を行った。 【平成16年度】32か国54都市 【平成17年度】32か国52都市 	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	158件	219件	393件	457件	1,227件	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	14,816人	14,757人	15,907人	17,614人	63,094人	16年度	17年度	18年度	19年度	90.9%	92.7%	95.2%	92.5%	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	20,688件	34,513件	55,275件	56,980件	167,456件					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																									
158件	219件	393件	457件	1,227件																																									
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																									
14,816人	14,757人	15,907人	17,614人	63,094人																																									
16年度	17年度	18年度	19年度																																										
90.9%	92.7%	95.2%	92.5%																																										
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																									
20,688件	34,513件	55,275件	56,980件	167,456件																																									
(2) 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行うため、海外巡回健康相談を実施し、巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得るとともに、当該事業の																																													

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																												
			H16	H17	H18	H19																													
効果的な実施のため、ニーズ調査等を行い、派遣対象地域の見直し等を行うこと。 また、赴任地先の医療サービスの向上に向けた協力を図ること。	查、ニーズ調査を行い、その結果を次の海外巡回健康相談の業務内容の改善、派遣対象地域の見直し等に反映する。	<p>【平成18年度】31か国47都市 【平成19年度】31か国45都市</p> <p>海外巡回健康相談者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,190人</td> <td>3,980人</td> <td>3,809人</td> <td>3,588人</td> <td>15,567人</td> </tr> </tbody> </table> <p>うちメンタルヘルス相談者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>454人</td> <td>556人</td> <td>400人</td> <td>472人</td> <td>1,882人</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、在留邦人が現地医薬品を適正に使用できることを目的として、薬剤師を派遣し薬剤情報調査を毎年実施し、調査後に、現地医薬品と日本の医薬品との成分・服用量を比較した「海外薬剤対比ハンドブック」を作成し、現地日本人会等に配付するとともにホームページでも情報提供を行った。</p> <p>② 満足度調査・ニーズ調査の結果に基づく業務の改善及び派遣対象地域の見直し</p> <p>ア 満足度調査の結果に基づく業務の改善</p> <p>平成18年度には、海外巡回健康相談における満足度調査の中で相談時のプライバシー配慮への希望が多かったことを受けて、受付時から相談終了時までの一貫したより一層のプライバシー確保に努めた。</p> <p>小児科、産婦人科等の相談については、労災病院の協力を得て専門的観点からの支援を強化し、FAX・Eメール相談の活用をPRした。メンタルヘルス面では帰国後のフォローアップを図り、きめの細かな対応に努めた。</p> <p>健康管理に有用であった旨の評価の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>92.6%</td> <td>94.6%</td> <td>97.0%</td> <td>93.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 派遣対象地域の見直し</p> <p>満足度調査、海外各都市の日本人会に対して実施したニーズ調査及び相談者数等を踏まえ、毎年外務省関係者と協議し、検討を重ねた結果、派遣地域の見直し、国・都市の組合せの見直し、日程の見直しを行い現地のニーズに見合った巡回時期、効率的な巡回日程・都市編成とした。</p> <p>ウ 海外巡回健康相談派遣チームとの連携</p> <p>海外巡回健康相談の実施に際し、海外勤務健康管理センターに蓄積されている海外の医療情報を巡回チームに提供するとともに、帰国後は海外巡回健康相談で得られた問診票を海外勤務健康管理センターでデータベース化し、次の巡回チームへ提供することで相互連携を強化し、現地のニーズに対応できるようにした。</p> <p>③ 現地医療関係者を対象とした研修及び交流</p> <p>ア 海外友好病院からの受け入れ</p> <p>海外友好病院から医療関係者を招聘し「日本における医療制度、診療システム及び日本の文化について」の研修を実施した。研修内容の充実を図るため帰国後に研修報告書を提出させた。また、研修生が現地医療機関で研修成果を生かし、海外勤務者が現地の医療機関に安心して受診できるよう日本語標記の案内表示を設置や日本語のパンフレットの整備等医療環境の体制整備が図られた。</p> <p>平成16年度には一部海外友好病院とのインターネットTVを用いた日本人患者からの相談システムの構築や、日本人スタッフの配置、日本語パンフレットの整備を行い、現地で日本人が適切でより良質な医療を受けられるような改善が行われた。</p> <p>イ その他の受け入れ</p> <p>JICA集団研修や海外の医療機関から研修生を受け入れ「日本の医療環境を理解する医療研修」や「日本の診療システムの研修」を行うことで、現地で日本人が適切でより良質な医療を受けられるような環境整備を図った。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	4,190人	3,980人	3,809人	3,588人	15,567人	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	454人	556人	400人	472人	1,882人	16年度	17年度	18年度	19年度	92.6%	94.6%	97.0%	93.4%					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																															
4,190人	3,980人	3,809人	3,588人	15,567人																															
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																															
454人	556人	400人	472人	1,882人																															
16年度	17年度	18年度	19年度																																
92.6%	94.6%	97.0%	93.4%																																
また、赴任地先の医療サービスの向上に資するための現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施するとともに、研修効果の評価を行い、結果を次回研修に反映する。																																			

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価										
			H16	H17	H18	H19											
		研修生受入人数 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> <tr> <td>14人</td><td>16人</td><td>22人</td><td>20人</td><td>72人</td></tr> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	14人	16人	22人	20人	72人					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計													
14人	16人	22人	20人	72人													

評価シート(11)

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度から平成19年度まで)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H16	H17	H18	H19	
<p>4 産業保健関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針として、産業保健関係者に対する支援を行うこと。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 中期目標期間中、産業医等の産業保健関係者に対し、延べ1万回以上(※1)の研修を実施するとともに、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。 また、産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上(※2)実施すること。 なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。 (※参考1:平成14年度実績1,916回×5年間の5%増) (※参考2:平成14年度実績9,098件×5年間の5%増)</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 ① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。 また、利便性の向上の観点から、インターネット等多様な媒体を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。</p>	<p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化した。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 ① 研修の質の向上を図るため、産業保健モニター制度の創設、評価担当産業保健相談員の選任等を行い、業務内容等の改善を図る仕組み(計画-評価-実施-改善という下記アからオまでの取組を継続的に実施する仕組み)を確立し運用したことにより、産業保健関係者に対する研修又は相談の実施について、継続的に高い評価を受けている。 ア ニーズ調査、産業保健モニター制度等によるニーズ調査 イ 専門家等の意見を踏まえた事業計画の策定 ウ 事業計画に基づく事業の実施 エ 評価担当産業保健相談員等による事業実績の評価 オ 評価結果を踏まえた事業の改善 そのほか、社会的情象等に応じ、時宜を得た研修、相談を実施した。 ・新潟県中越地震で被災された労働者等の健康相談に迅速に対応するため、新潟産業保健推進センターにフリーダイヤルによる無料健康相談を設置した。 ・アスベストによる健康障害の発生が社会的に大きな問題となつたことから、平成17年7月の「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」における「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」における「アスベスト問題への当面の対応」の取りまとめに先立ち、産業保健推進センターに健康相談窓口を設置し、産業保健関係者に加え労働者、離職者、家族等に対し、健康等に関しての相談を実施 ・岡山産業保健推進センターにおいて行った石綿飛散現場でのマスクもれ率に関する調査結果のデータを基にした「防じんマスク着用等のばく露防止対策研修」を全国的に開始した。 ・過重労働による健康障害防止に資するため、産業医が行う長時間労働者に対する面接指導に関する研修を実施 ・産業医等の母性健康管理に関する資質の向上を図り、企業における母性健康管理体制の整備を進めるための必要な知識を付与することを目的として、働く女性の母性健康管理に関する研修を全国的に開始 ・人事労務担当者等に対するカウンセリング能力の向上のための研修を実施 ・鳥・新型インフルエンザの研修会を6センターで12回開催 ・地域ごとに把握したニーズに基づき、産業医の実務に関する小グループによる事例検討、産業医職場巡視のための実地研修等を積極的に導入し、実習・実践的研修の実施割合を向上 ・各産業保健推進センターのホームページを活用し、研修の案内(全センター)及び申込受付(平成16年度31センター)を開始し、平成19年度には全センターでホームページでの研修案内、申込受付を実施。各産業保健推進センターが発行する情報誌にも研修案内を掲載</p>	<p>A 3.73</p> <p>A 4.45</p> <p>A 4.33</p> <p>A 3.67</p>	<p>A 4.05</p>			

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																																																																				
			H16	H17	H18	H19																																																																																					
	② 産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家の確保、インターネット等多様な媒体での相談の受付等により、質及び利便性の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度から近隣センターとの研修の共同開催を開始した産業保健関係者に対する研修回数 <table border="1"> <tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> <tr><td>2,623回</td><td>2,844回</td><td>3,058回</td><td>3,291回</td><td>11,816回</td></tr> </table> 産業保健関係者からの相談件数 <table border="1"> <tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> <tr><td>10,383件</td><td>15,036件</td><td>12,116件</td><td>13,725件</td><td>51,260件</td></tr> </table> 研修利用者・相談利用者から平成16年度から平成19年度にかけて常に90%以上の利用者から有益であった旨の評価を得た。 <p>研修の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価の割合</p> <table border="1"> <tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> <tr><td>92.7%</td><td>91.2%</td><td>91.2%</td><td>92.5%</td></tr> </table> <p>相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価の割合</p> <table border="1"> <tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> <tr><td>99.0%</td><td>95.9%</td><td>97.9%</td><td>98.3%</td></tr> </table> 産業保健関係者の研修受講者数 <table border="1"> <tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> <tr><td>75,568人</td><td>81,420人</td><td>85,949人</td><td>91,253人</td><td>334,190人</td></tr> </table> アスベスト相談件数 <table border="1"> <tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> <tr><td>—</td><td>4,434件</td><td>585件</td><td>185件</td><td>5,204件</td></tr> </table> HPからの研修申込件数 <table border="1"> <tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> <tr><td>5,019件</td><td>6,607件</td><td>10,950件</td><td>14,891件</td><td>32,467件</td></tr> </table> 実践的研修実施率 <table border="1"> <tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr> <tr><td>31.0%</td><td>36.8%</td><td>40.1%</td><td>43.5%</td></tr> </table> ② 産業保健関係者からの相談の質及び利便性の向上 <ul style="list-style-type: none"> 各産業保健推進センターにおいて、それぞれ、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令、カウンセリング、保健指導の分野の専門家を産業保健相談員として委嘱し、産業保健推進センター業務の企画・運営に活用するとともに、窓口相談をはじめ、電話、ファックス、ホームページを利用して、産業保健関係者からの相談に対し、専門的見地からの回答を行った。 インターネットによる相談件数 <table border="1"> <tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr> <tr><td>693件</td><td>806件</td><td>989件</td><td>1,191件</td><td>3,679件</td></tr> </table> 産業保健推進センター事業による効果把握のための実態調査の実施（平成18年度実施） <p>産業保健推進センター利用者（産業医、衛生管理者、保健師等）に対し、事業の利用が各職場にどのような影響を及ぼしたか事業効果を検証した。</p> <p>調査の結果、産業保健推進センターを利用した産業医、衛生管理者、保健師等の産業保健関係者の85%において能力向上が図られ、そのうちの90%が所属事業場の産業保健活動改善のための具体的行動を取り、その結果として、最終的には利用者全体の70%の事業場において労働者の健康状況の改善につながったことが明らかにな</p> 	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	2,623回	2,844回	3,058回	3,291回	11,816回	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	10,383件	15,036件	12,116件	13,725件	51,260件	16年度	17年度	18年度	19年度	92.7%	91.2%	91.2%	92.5%	16年度	17年度	18年度	19年度	99.0%	95.9%	97.9%	98.3%	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	75,568人	81,420人	85,949人	91,253人	334,190人	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	—	4,434件	585件	185件	5,204件	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	5,019件	6,607件	10,950件	14,891件	32,467件	16年度	17年度	18年度	19年度	31.0%	36.8%	40.1%	43.5%	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	693件	806件	989件	1,191件	3,679件					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																																																																							
2,623回	2,844回	3,058回	3,291回	11,816回																																																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																																																																							
10,383件	15,036件	12,116件	13,725件	51,260件																																																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度																																																																																								
92.7%	91.2%	91.2%	92.5%																																																																																								
16年度	17年度	18年度	19年度																																																																																								
99.0%	95.9%	97.9%	98.3%																																																																																								
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																																																																							
75,568人	81,420人	85,949人	91,253人	334,190人																																																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																																																																							
—	4,434件	585件	185件	5,204件																																																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																																																																							
5,019件	6,607件	10,950件	14,891件	32,467件																																																																																							
16年度	17年度	18年度	19年度																																																																																								
31.0%	36.8%	40.1%	43.5%																																																																																								
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																																																																							
693件	806件	989件	1,191件	3,679件																																																																																							

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H16	H17	H18	H19	
		った。					

評価シート(12)

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度から平成19年度まで)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																														
			H16	H17	H18	H19																															
(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供するとともに、当該情報の質の向上、利便性の向上を図ること。 また、地域の産業保健活動の促進を図るために、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行うこと。	(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 ① 産業保健関係者に対し、年4回発行する情報誌及びホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を112万件以上(※)得る。 また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。 (※参考: 平成14年度実績192,497件 × 5年間の15%増)	(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助 ① 産業保健関係者に対する情報提供の質の向上 i ホームページの更新 ホームページを適宜更新し、最新の産業保健情報を掲載した。 ホームページ更新回数 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr><tr><td>2,154回</td><td>3,202回</td><td>3,380回</td><td>3,949回</td><td>12,685回</td></tr></table> ii 情報の質を高めるための検討委員会 提供する情報の質を向上させるため、機構本部においては、外部の有識者等からなる検討委員会を設置し、平成16年度から平成19年度まで年1回審議を行うとともに、各産業保健推進センターにおいては、産業保健相談員会議を開催し、審議を行った。 産業保健相談員会議開催回数 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr><tr><td>153回</td><td>145回</td><td>148回</td><td>143回</td><td>589回</td></tr></table> iii ホームページのアクセス解析による多元的評価 平成18年度に東京産業保健推進センターのホームページを例としてアクセス解析を行い、その解析内容を分析・検討し、ホームページについて多元的な評価を行うとともに、そのデータを参考として各産業保健推進センターにおいてホームページの充実を図った。 iv アクセス数の増 上記に記した努力を継続した結果、アクセス数は大幅にアップし、平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画を大幅に上回る314万件を確保した。(対中期計画280.3%を達成) 産業保健推進センターホームページのアクセス件数 <table border="1"><tr><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>合計</th></tr><tr><td>489,899件</td><td>638,258件</td><td>832,429件</td><td>1,179,015件</td><td>3,139,601件</td></tr></table> v 情報誌・メールマガジンの活用 ア 機構本部 ・情報誌「産業保健21」 産業保健関係者に対し、産業保健活動に資する情報を提供するため、機構本部において、情報誌「産業保健21」を平成16年度から平成19年度までにかけて毎年286,000部(平成19年度は288,000部)発行し、以下のような時宜を得た情報を特集し、企業を通じて産業医、産業看護職、衛生管理者等に配付した。 【平成16年度】 「海外勤務者の健康管理」 「うつ病対策に取り組むために」 【平成17年度】 産業保健の普及、教育の視点から、情報誌「産業保健21」を47都道府県の教育委員会、地域保健担当部局へも送付を始めた。 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰をめぐって」 「石綿による健康障害防止のために」 「労働安全衛生法の改正について」 【平成18年度】	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	2,154回	3,202回	3,380回	3,949回	12,685回	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	153回	145回	148回	143回	589回	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	489,899件	638,258件	832,429件	1,179,015件	3,139,601件	A 3.55	A 3.55	A 3.67	A 3.56	A 3.58
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																	
2,154回	3,202回	3,380回	3,949回	12,685回																																	
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																	
153回	145回	148回	143回	589回																																	
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																	
489,899件	638,258件	832,429件	1,179,015件	3,139,601件																																	

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																																
			H16	H17	H18	H19																																																	
		<p>「石綿による健康被害の救済に関する法律」の成立と『アスベスト問題に係る総合対策』をめぐって 「産業保健推進センター事業による事業効果の把握のための実態調査」結果を「産業保健21」とびホームページに掲載した。</p> <p>【平成19年度】 「職場における自殺予防対策」 「職場における母性健康管理」</p> <p>イ 各産業保健推進センター</p> <p>・情報誌 地域に即した産業保健情報を提供するため、各産業保健推進センターにおいて産業保健情報誌を発行し、企業を経由して地域の産業医、産業看護職、衛生管理者等に配付するとともに、研修の案内・受付、ビデオ・図書のリストの掲載、頻繁な更新など、各産業保健推進センターのホームページの内容を充実させた。</p> <p>産業保健推進センター情報誌の発行部数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>604,850部</td> <td>595,455部</td> <td>605,905部</td> <td>600,276部</td> <td>2,406,486部</td> </tr> </tbody> </table> <p>ビデオ・図書の整備件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>77,834件</td> <td>81,772件</td> <td>82,687件</td> <td>86,800件</td> <td>329,093件</td> </tr> </tbody> </table> <p>ビデオ・図書の貸出件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>67,351件</td> <td>65,095件</td> <td>67,337件</td> <td>69,910件</td> <td>269,693件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・メールマガジン 平成18年度からメールマガジンの配信を6か所の産業保健推進センターで開始し、平成19年度には34か所の産業保健推進センターに拡大した。</p> <p>・産業保健関係者との連携による調査研究 産業保健推進センター活動の進展により、各地域の産業保健推進センター相談員と産業医等、産業保健スタッフが共同して地域の産業保健上の問題に関する調査研究を実施している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産保センター数</td> <td>30</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>調査研究数</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table> <p>(研究内容及び成果の活用例) 「アスベストに関する研究」（岡山産業保健推進センター） アスベスト除去作業に従事する多くの労働者のマスクが正しく着用されておらず、許容される濃度よりはるかに高いアスベスト粉じんを吸入していることを初めて明らかにした。調査研究結果を報告書として公表し、日本産業衛生学会等各種学会・研究会で発表するとともに産業保健推進センターにおける「防じんマスク着用等のばく露防止対策研修研修会」（平成19年度60回開催）に活用した。また、行政へ情報提供を行い、電動ファン付きマスクの使用の義務化等、解体作業等における石綿ばく露防止対策等の充実のための検討に活用されている。 「産業医のメンタルヘルスとの関わりを中心とした研究」（北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形計6センター） 北海道・東北ブロックの広域において、産業医、事業主、労働者に対しメンタルヘルスに関する調査を行い、それぞれの調査結果の相関関係について分析した。分析結果及び問題点を各産業保健推進センターにおける、メンタ</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	604,850部	595,455部	605,905部	600,276部	2,406,486部	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	77,834件	81,772件	82,687件	86,800件	329,093件	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	67,351件	65,095件	67,337件	69,910件	269,693件	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	産保センター数	30	28	32	30	120	調査研究数	30	26	26	28	110					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																																			
604,850部	595,455部	605,905部	600,276部	2,406,486部																																																			
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																																			
77,834件	81,772件	82,687件	86,800件	329,093件																																																			
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																																			
67,351件	65,095件	67,337件	69,910件	269,693件																																																			
区分	16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																																		
産保センター数	30	28	32	30	120																																																		
調査研究数	30	26	26	28	110																																																		

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																								
			H16	H17	H18	H19																																									
		<p>② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行うとともに、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上研修を実施する。また、事業主に対し、ホームページ等多様な媒体による広報及び啓発を行う。</p> <p>ルヘルス関係の研修において紹介している。 「職場復帰についての事業場の実際の取組み等の調査研究」（大阪産業保健推進センター） 大阪府下の事業場に対し、メンタルヘルス不調者の職場復帰に際しての現状調査を行い、復職判断方法、復職後の措置等、事業場における復職に係る取組について分析した。 大阪府が職場復帰について取り組むにあたり、本研究の成果を参考にする」と発表(平成19年10月10日付けの日本経済新聞、読売新聞の紙面で紹介)。</p> <p>② 都市区医師会に設置されている地域産業保健センターへの支援及び事業主に対する啓発活動</p> <p>ア 地域産業保健センターへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から平成19年度までの4年間に地域産業保健推進センター運営協議会へ出席、助言を行った。 <p>地域産業保健推進センター運営協議会への出席回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>407回</td> <td>420回</td> <td>429回</td> <td>434回</td> <td>1,690回</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 新任のコーディネーターに対して、年2回のコーディネーター研修を平成16年度から平成19年度まで、東京、大阪で毎年開催した。各産業保健推進センターにおいても、適宜、コーディネーター能力向上研修を実施した。 <p>コーディネーター能力向上研修開催回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66回</td> <td>75回</td> <td>73回</td> <td>76回</td> <td>290回</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域産業保健センター登録医研修回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36回</td> <td>53回</td> <td>76回</td> <td>83回</td> <td>248回</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 事業主に対する啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から平成19年度までの4年間でホームページ及び情報誌を用いて情報提供を行うとともに現下の産業保健関係の問題等に関する事業主セミナーを開催した。 <p>事業主セミナーの開催回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>732回</td> <td>674回</td> <td>605回</td> <td>533回</td> <td>2,544回</td> </tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	407回	420回	429回	434回	1,690回	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	66回	75回	73回	76回	290回	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	36回	53回	76回	83回	248回	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	732回	674回	605回	533回	2,544回					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																											
407回	420回	429回	434回	1,690回																																											
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																											
66回	75回	73回	76回	290回																																											
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																											
36回	53回	76回	83回	248回																																											
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																											
732回	674回	605回	533回	2,544回																																											

評価シート（13）

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																			
			H16	H17	H18	H19																				
5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務 (1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保	5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務 (1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保	5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務 (1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 業績評価委員会において、助成金の支給業務に対する業績評価を行い、業務内容の改善に反映することにより、効果的・効率的な支給業務を実施するとともに、評価結果については、評価結果については、ホームページ等で公表し、透明性を確保する。	B 3.45	A 3.64	A 3.56	B 3.44	A 3.52																			
助成金の支給業務に対する業績評価を実施し、それらを翌年度の業務へ反映させるとともに、評価結果については、積極的に公表し、透明性を確保すること。 (2) 助成金に関する周知 労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携し、助成金の一層の周知を図ること。	助成金に関する周知 ホームページなど多様な媒体を用いた広報、労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携した周知活動を実施する。	(2) 助成金に関する周知 助成金に関するホームページアクセス件数推移（機構ホームページ） <table border="1"><thead><tr><th></th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>件数</td><td>14,604</td><td>16,165</td><td>23,065</td><td>22,541</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none">日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会が行う研修（全国58か所）時にパンフレットを配布したり、労働衛生関係団体及び業界団体に対しポスター、パンフレット等を配布した。関係団体の発行する機関誌等に助成金に関する記事を掲載した。平成19年度に厚生労働省は産業医の共同選任事業を効果的・効率的なものとするため制度を見直した。これを受けて新たな制度の周知及び円滑な運用のため、利用者向けリーフレットの作成を行った。情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載した。「産業保健21」読者アンケート結果推移（助成金活用事例） <table border="1"><thead><tr><th></th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>助成金がわかりやすい、満足のいく内容</td><td>—</td><td>—</td><td>64.0%</td><td>79.2%</td></tr></tbody></table><ul style="list-style-type: none">関係機関に助成金周知への協力依頼を行った事業場への利用勧奨を行った。		16年度	17年度	18年度	19年度	件数	14,604	16,165	23,065	22,541		16年度	17年度	18年度	19年度	助成金がわかりやすい、満足のいく内容	—	—	64.0%	79.2%				
	16年度	17年度	18年度	19年度																						
件数	14,604	16,165	23,065	22,541																						
	16年度	17年度	18年度	19年度																						
助成金がわかりやすい、満足のいく内容	—	—	64.0%	79.2%																						
(3) 手続の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、45日以内（※1）、自発的健康診断受診	(3) 手続の迅速化 支給業務のマニュアル化等事務処理方法の見直しを図るとともに、助成金業務に関する会議を毎年開催し、その内容を徹底する。また、不正受給防止を図るために、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。	(3) 手続の迅速化 事務処理の効率化・負担軽減、利便性の向上を目的として、申請様式のプレプリント化等助成金システムのプログラムの改善や更新を図った。その結果、両助成金とも既に支給業務日数の中期目標を達成することができた。 なお、平成19年度の自発的健康診断受診支援助成金支給業務日数は年度途中で予算枠を超過（平成20年1月）し、翌年度支給としたための遅延が生じ、結果、29日となつた。その要因を除けば24日と中期目標の25日以内を達成している。																								

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																													
			H16	H17	H18	H19																																														
支援助成金については、25日以内（※2）とすること。 （※参考1：平成14年度実績 61日） （※参考2：平成14年度実績 25日）		<p>申請書の受付締切日から支給日までの期間の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模事業場産業保健活動支援促進助成金</td> <td>56日</td> <td>51日</td> <td>47日</td> <td>44日</td> </tr> <tr> <td>自発的健康診断受診支援助成金</td> <td>25日</td> <td>24日</td> <td>24日</td> <td>29日 (24日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 不正受給の防止等 センターや所長会議等各種会議で不正受給防止への取組のため書類審査の徹底を指示し、想定される不正受給に対する対応策を支給業務マニュアルとして配布した。 さらに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金では毎年10から20の支給対象事業場を訪問し、実態調査を行った（これまでの実態調査において不正受給は無し）。 自発的健康診断受診支援助成金については、本助成金の支給対象となる健康診断が事業主に義務づけられている深夜業従事者の年2回の健康診断の代替ではないことの趣旨の理解を深めるため、支給申請用紙に直近の健康診断の実施年月日及び今後の実施予定月の項目を追加し、事業主に記載させることとした。</p> <p>(5) 助成金事業の効果の把握</p> <p>① 小規模事業場産業保健活動支援促進事業のアンケート調査結果 本事業の主な具体的効果としては、「従業員の健康に対する意識が変わった」が5割強、「従業員への衛生・健康教育が充実した」「従業員の健康診断受診率が向上した」が3割前後など本事業に対する一定の効果があったとの評価を得ている。今後、新たな制度を利用する事業者に対して、新制度の使い勝手等についての調査の実施を別途検討する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の健康に対する意識が変わった</td> <td>54.1%</td> <td>55.6%</td> <td>52.3%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>従業員への衛生・健康教育が充実した</td> <td>31.5%</td> <td>28.5%</td> <td>34.1%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>従業員の健康診断受診率が向上した</td> <td>28.2%</td> <td>33.0%</td> <td>27.5%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 自発的健康診断受診支援助成金のアンケート調査結果 健康上の不安解消に役立ったとの回答が8割弱と最も多く、意見要望としては助成金額の増額、健診項目を増やすなどの意見が多い。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康上の不安解消に（非常に）役立った</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>77.7%</td> <td>79.8%</td> </tr> </tbody> </table>		16年度	17年度	18年度	19年度	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金	56日	51日	47日	44日	自発的健康診断受診支援助成金	25日	24日	24日	29日 (24日)		16年度	17年度	18年度	19年度	従業員の健康に対する意識が変わった	54.1%	55.6%	52.3%	—	従業員への衛生・健康教育が充実した	31.5%	28.5%	34.1%	—	従業員の健康診断受診率が向上した	28.2%	33.0%	27.5%	—		16年度	17年度	18年度	19年度	健康上の不安解消に（非常に）役立った	—	—	77.7%	79.8%					
	16年度	17年度	18年度	19年度																																																
小規模事業場産業保健活動支援促進助成金	56日	51日	47日	44日																																																
自発的健康診断受診支援助成金	25日	24日	24日	29日 (24日)																																																
	16年度	17年度	18年度	19年度																																																
従業員の健康に対する意識が変わった	54.1%	55.6%	52.3%	—																																																
従業員への衛生・健康教育が充実した	31.5%	28.5%	34.1%	—																																																
従業員の健康診断受診率が向上した	28.2%	33.0%	27.5%	—																																																
	16年度	17年度	18年度	19年度																																																
健康上の不安解消に（非常に）役立った	—	—	77.7%	79.8%																																																

評価シート(14)

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度から平成19年度まで)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																									
			H16	H17	H18	H19																																										
6 未払賃金の立替払業務 (1) 立替払の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内（※）とすること。 (※参考：平成14年度実績 43.7日）	6 未払賃金の立替払業務 (1) 立替払の迅速化 審査業務のマニュアル化の徹底等事務処理方法の見直し、支払回数の拡大を行うとともに、立替払制度及びその請求手続に関して、Q&A方式により分かりやすく説明するなどホームページ等を活用した情報提供を充実する。	<p>6 未払賃金の立替払業務</p> <p>(1) 立替払の迅速化 不備事案を除いた、請求書の受付日から支払日までの期間(支払期間)を「平均30日以内」とする中期目標を達成するため、事務処理方法の見直し、支払回数の拡大、ホームページ等を活用した情報提供の充実等の取組を行った。 これらの取組の結果、支払期間は平成16年度には30.1日となり、平成17年度には29.6日と中期目標を達成するに至った。その後、平成18年度、平成19年度と支払期間は短縮を続けており、平成19年度には前年度より3.0日短縮されて25.6日となった。</p> <p>支払期間の推移</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>30.1日</td> <td>29.6日</td> <td>28.6日</td> <td>25.6日</td> </tr> </table> <p>① 事務処理方法の見直し ・新任職員研修や疑義事例検討会を開催して、事務の定型化、標準化を図った。 ・平成18年度には、審査マニュアル及び疑義事例集を作成し、新任職員研修や疑義事例検討会において活用することとした。なお、同マニュアル等は、以後隨時見直し・改訂を行っている。</p> <p>② 支払回数の拡大（原則週1回払の実施） 立替払相談室の設置・相談業務の集約化、支払担当部門の支払業務への専任化により、平成16年度から立替払の支払回数を原則週1回に拡大した。</p> <p>支払回数の推移</p> <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>48回</td> <td>50回</td> <td>50回</td> <td>51回</td> </tr> </table> <p>③ ホームページ等を活用した情報提供の充実 ・請求者及び破産管財人向けのパンフレットについては、新破産法の施行に基づく全面的な見直し（平成17年度）等、毎年見直し・作成を行っている。また、パンフレットの配布先については、次のとおり順次拡大をしている。</p> <p>パンフレット配布先の拡大</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>配 布 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度</td> <td>各都道府県労働局、各労働基準監督署、各地方裁判所</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>日本弁護士連合会を追加</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>全国社会保険労務士会連合会、各都道府県社会保険労務士会を追加</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>全国労働基準関係団体連合会、労働時間等相談センターを追加</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ホームページについては、平成16年度に、制度説明、記入要領、Q&A等からなるページをスタートさせた。その後、未払賃金立替払請求書・証明書のダウンロード機能の追加（平成18年度）、パンフレットのダウンロード機能の追加（平成19年度）、「未払賃金立替払制度に関するQ&A」の抜本的見直し（同）等の改訂を行っている。</p> <p>ホームページのアクセス件数</p> <table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>件 数</td> <td>12,604回</td> <td>17,650回</td> <td>23,690回</td> <td>37,348回</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>—</td> <td>+40.0%</td> <td>+34.2%</td> <td>+57.7%</td> </tr> </table> <p>④ 大型倒産事案への対応 大型倒産事案については、破産管財人等に対して、証明書作成前の事前指導等を実施した。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	30.1日	29.6日	28.6日	25.6日	16年度	17年度	18年度	19年度	48回	50回	50回	51回	年 度	配 布 先	平成16年度	各都道府県労働局、各労働基準監督署、各地方裁判所	平成17年度	日本弁護士連合会を追加	平成18年度	全国社会保険労務士会連合会、各都道府県社会保険労務士会を追加	平成19年度	全国労働基準関係団体連合会、労働時間等相談センターを追加	年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	件 数	12,604回	17,650回	23,690回	37,348回	対前年度比	—	+40.0%	+34.2%	+57.7%	A 3.55	A 3.82	A 3.67	A 3.89	A 3.73
16年度	17年度	18年度	19年度																																													
30.1日	29.6日	28.6日	25.6日																																													
16年度	17年度	18年度	19年度																																													
48回	50回	50回	51回																																													
年 度	配 布 先																																															
平成16年度	各都道府県労働局、各労働基準監督署、各地方裁判所																																															
平成17年度	日本弁護士連合会を追加																																															
平成18年度	全国社会保険労務士会連合会、各都道府県社会保険労務士会を追加																																															
平成19年度	全国労働基準関係団体連合会、労働時間等相談センターを追加																																															
年 度	16年度	17年度	18年度	19年度																																												
件 数	12,604回	17,650回	23,690回	37,348回																																												
対前年度比	—	+40.0%	+34.2%	+57.7%																																												

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																																																																					
			H16	H17	H18	H19																																																																						
(2) 立替払金の求償 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。	(2) 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促等を適時適切に行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。	<p>・平成19年度に発生した制度発足以来最大規模の大型倒産事案（大手英会話学校：労働者数約8千人（うち外国人約5千人））に対処するため、破産管財人への十数回にわたる綿密な事前指導の実施、電子データによる情報の授受、未払賃金額等の事前審査等により、円滑な事務処理を進めた。また、外国人労働者向けに英語による相談窓口を開設した。</p> <p>(2) 立替払金の求償 事業主等に対して求償等について周知を図り、適切な債権の保全管理や最大限確実な回収を図るため、次のような取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業主等に対し、立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使について、ホームページ、パンフレット等により一層の周知徹底を図った。（パンフレットの配布先の増、ホームページの更新；（1）の③参照） ② 破産事案における確実な債権の保全 破産事案については、管財人に対する賃金債権代位取得の事前通知を徹底し、債権届出を要する案件の全件について届出を行って、裁判手続に迅速に参加した。 また、インターネットによる官報検索を行い、清算・配当情報を収集して、確実な債権管理を行った。 <p>破産債権届出及び配当等状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債権届出件数</td> <td>2,217</td> <td>1,980</td> <td>2,153</td> <td>2,549</td> </tr> <tr> <td>当事業所数</td> <td>921</td> <td>872</td> <td>1,051</td> <td>1,211</td> </tr> <tr> <td>年度末破産手続参加中の事業所数</td> <td>3,979</td> <td>3,742</td> <td>2,237</td> <td>2,245</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 再建型倒産事案における弁済の履行督促 再建型の事案については、債務承認書又は弁済計画書が未提出となっている事業所の全件について提出督促を行い、また、弁済不履行となっている事業所全件について弁済督促を行った。</p> <p>提出督促等状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出督促回数</td> <td>360</td> <td>402</td> <td>414</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>当事業所数</td> <td>N/A</td> <td>114</td> <td>56</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table> <p>弁済督促等状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁済督促回数</td> <td>198</td> <td>234</td> <td>381</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>弁済事業所数</td> <td>N/A</td> <td>64</td> <td>64</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 事実上の倒産の適時適切な求償 事実上の倒産の事案については、平成19年度から個々の債権の回収可能性や費用効率を勘案しつつ、求償通知、債務承認書等提出督促、弁済督促等を計画的に実施することとした。</p> <p>求償通知等状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>求償通知件数</td> <td>2,664</td> </tr> <tr> <td>債務承認書等提出件数</td> <td>248</td> </tr> <tr> <td>弁済件数</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>提出督促等状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提出督促件数</td> <td>3,284</td> </tr> <tr> <td>債務承認書等提出件数</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>弁済件数</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>弁済督促等状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁済督促件数</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>弁済計画書等提出件数</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>弁済件数</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他、平成19年度に、現地調査（6件）、売掛金等債権の差押命令の申立て（4件について差押命令発令、うち3件について全額回収）を行った。</p>	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	債権届出件数	2,217	1,980	2,153	2,549	当事業所数	921	872	1,051	1,211	年度末破産手続参加中の事業所数	3,979	3,742	2,237	2,245	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	提出督促回数	360	402	414	158	当事業所数	N/A	114	56	101	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	弁済督促回数	198	234	381	279	弁済事業所数	N/A	64	64	77	区分	19年度	求償通知件数	2,664	債務承認書等提出件数	248	弁済件数	16	区分	19年度	提出督促件数	3,284	債務承認書等提出件数	156	弁済件数	10	区分	19年度	弁済督促件数	221	弁済計画書等提出件数	45	弁済件数	17
区分	16年度	17年度	18年度	19年度																																																																								
債権届出件数	2,217	1,980	2,153	2,549																																																																								
当事業所数	921	872	1,051	1,211																																																																								
年度末破産手続参加中の事業所数	3,979	3,742	2,237	2,245																																																																								
区分	16年度	17年度	18年度	19年度																																																																								
提出督促回数	360	402	414	158																																																																								
当事業所数	N/A	114	56	101																																																																								
区分	16年度	17年度	18年度	19年度																																																																								
弁済督促回数	198	234	381	279																																																																								
弁済事業所数	N/A	64	64	77																																																																								
区分	19年度																																																																											
求償通知件数	2,664																																																																											
債務承認書等提出件数	248																																																																											
弁済件数	16																																																																											
区分	19年度																																																																											
提出督促件数	3,284																																																																											
債務承認書等提出件数	156																																																																											
弁済件数	10																																																																											
区分	19年度																																																																											
弁済督促件数	221																																																																											
弁済計画書等提出件数	45																																																																											
弁済件数	17																																																																											

評価シート（15）

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																
			H16	H17	H18	H19																	
7 リハビリテーション施設の運営業務 リハビリテーション施設については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中に、社会復帰率を25%以上（※）とすること。 (※参考：平成10～14年度実績 21.0%)	7 リハビリテーション施設の運営業務 (1) 各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。 (2) 国の都道府県労働局等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。	7 リハビリテーション施設の運営業務 (1) 自立能力の早期確立のための取組 入所者の自立能力を早期に確立するため、入所者ごとに社会復帰プログラムを作成し、定期的（3か月に1回）にカウンセリングを実施する等の支援を行い、社会復帰意欲を喚起した。 その結果、社会復帰率は、平成16年度22.1%、平成17年度23.7%と上昇し、平成18年度には、26.0%と中期目標を達成するに至った。さらに、平成19年度には30.4%となっている。 社会復帰率の推移 <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>22.1%</td> <td>23.7%</td> <td>26.0%</td> <td>30.4%</td> </tr> </table> (2) 都道府県労働局等との連携による就職支援等 都道府県労働局（ハローワーク）、地域障害者職業センター等関係機関と積極的に連携し、入所者に対する求人情報の提供、障害者合同就職面接会への参加奨励、地域障害者職業センターの専門カウンセラーによる作業指導・助言などの支援を行うとともに、社会福祉関係機関とも連携して、社会復帰を支援した。 また、労災病院、地方自治体等と連携し、新規入所者の確保のため積極的に広報・勧誘を行った。 社会復帰者数の推移 <table border="1"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>14名</td> <td>19名</td> <td>15名</td> <td>21名</td> </tr> </table> (3) 作業所の見直し 平成17年度に厚生労働省独立行政法人評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から作業所の抜本的見直しが必要との指摘があったことを受け、機構に「労災リハビリテーション作業所の今後のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、検討を進めた。 平成17年12月に、同懇談会から「在所者の社会復帰の促進や作業所の効率的利用に一層配慮しつつ、再編に取り組むことが適切である」との提言を受け、平成18年6月に、北海道・広島両作業所の平成19年度中の廃止を決定した。 在所者の高齢化・在所期間の長期化、相応しい受入施設の不足等により、在所者の希望に沿った退所先の確保が極めて困難な状況にあったが、関係機関と連携を図りつつ平成19年12月12日に全所員の退所を完了し、平成20年3月31日をもって両作業所を廃止したところ。 また、存続作業所については、作業内容の見直し、社会復帰の促進等の運営改善を強力に推し進めている。	16年度	17年度	18年度	19年度	22.1%	23.7%	26.0%	30.4%	16年度	17年度	18年度	19年度	14名	19名	15名	21名	B 2.91	A 3.82	A 3.67	A 3.89	A 3.57
16年度	17年度	18年度	19年度																				
22.1%	23.7%	26.0%	30.4%																				
16年度	17年度	18年度	19年度																				
14名	19名	15名	21名																				

評価シート（16）

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																				
			H16	H17	H18	H19																					
8 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰靈の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰靈の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。	8 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰靈式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰靈式の開催時に満足度調査を実施し、その結果を業務内容の改善に反映する。	<p>8 納骨堂の運営業務</p> <p>(1) 産業殉職者合祀慰靈式の開催 産業殉職者合祀慰靈式を毎年開催し、平成19年度には、5年に一度の皇太子殿下御臨席のもと開催した。</p> <p>(2) 納骨等に関する相談窓口の設置 遺族等からの納骨等の相談等に応じるため、相談窓口を開設し、相談等に応じた。</p> <p>(3) 納骨堂の環境美化、環境整備 植栽等による環境美化、外壁塗装等、納骨堂の維持保全により、慰靈の場にふさわしい環境作りを進めた。 また、バリアフリー化の推進、身障者トイレの増設、広場の舗装等利用者の利便性の向上にも努めた。</p> <p>(4) 満足度調査の実施及び結果の業務への反映 ・平成16年度から慰靈式に参列した遺族等に対して満足度調査を実施しており、平成17年度からは、評価委員会の御指摘を踏まえ、対象を日々の参拝者にも拡大して実施している。 ・満足度調査では、80%を超える遺族等から慰靈の場としてふさわしいとの高い評価を得ている。</p> <p>慰靈の場としてふさわしいとする評価の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参列者</td> <td>87.9%</td> <td>89.5%</td> <td>93.3%</td> <td>90.7%</td> </tr> <tr> <td>参拝者</td> <td>—</td> <td>90.7%</td> <td>88.9%</td> <td>91.8%</td> </tr> <tr> <td>平均</td> <td>—</td> <td>90.1%</td> <td>92.9%</td> <td>90.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・満足度調査の結果に基づき、次のような業務内容の改善を行った。</p> <p>① 慰靈式 【平成17年度】 ・開催時期の変更 9月→10月 ・開催時間の変更 14時30分→13時30分 【平成19年度】 ・喫煙場所の制限、仮設トイレの設置等</p> <p>② 納骨堂 【平成19年度】 ・外壁塗装、身障者トイレの増設、広場の舗装等</p>		16年度	17年度	18年度	19年度	参列者	87.9%	89.5%	93.3%	90.7%	参拝者	—	90.7%	88.9%	91.8%	平均	—	90.1%	92.9%	90.8%	B 3.36	A 3.55	B 3.44	A 3.56	B 3.48
	16年度	17年度	18年度	19年度																							
参列者	87.9%	89.5%	93.3%	90.7%																							
参拝者	—	90.7%	88.9%	91.8%																							
平均	—	90.1%	92.9%	90.8%																							

評価シート(17)

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度から平成19年度まで)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価															
			H16	H17	H18	H19																
第4 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。 (1) 独立行政法人移行後の労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、中期目標期間中において、計画的に経営改善を図り、経営基盤を確立し、収支相償(損益均衡)を目指すこと。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。 (1) 労災病院については、中期目標期間中において、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効率的な設備投資等による経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善し、収支相償(損益均衡)を目指す。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 中期目標で定めた一般管理費、事業費等の効率化目標及び労災病院においては、中期目標期間の最終年度において収支相償を達成するという目標を踏まえた年度計画を各年度において作成した。年度計画に基づく業務運営の結果は、平成16年度から平成19年度の各年度における財務諸表及び決算報告書のとおりである。 (1) 平成20年度までに収支相償を目指すという中期目標・中期計画を確実に達成するため、各年度計画において損益改善の計画を作成するとともに、労災病院が取り組むべき事項、方向性を示した「機構運営方針(労災病院編)」を各年度ごとに策定・指示し、それを踏まえて様々な取組を行った。 その結果、平成16年度から平成18年度における当期損益では、毎年度改善が図られ、収支相償に向けて欠損額を着実に縮小させてきた。 平成19年度は、平成18年の診療報酬マイナス改定($\Delta 3.16\%$)の影響がより強く残り、かつ、中・長期的な視点から、医療の質の向上と安全の確保を目指すための診療体制の整備・強化(計画的な医療機器の整備及び医師の確保・看護師の大規模な増員等の将来に向けた投資)を行う必要があったことから、医療事業収入においては、一定の伸びを確保し、経常損益においても引き続き改善を図ることができたが、前述の診療体制の整備・強化に伴う費用の増大の影響もあり、その改善幅は10億円に止まらざるを得ず、当期損益については、増改築終了に伴う固定資産除却損(臨時損益;解体工事費等)の増加等により、平成18年度に比べ5億円の悪化となった。 つまり、平成19年度は、今後に向けた診療体制の整備・強化に専念したため、経営的には一時的なペースダウンを招いたが、平成20年度は、こうした診療体制の整備・強化による成果が十分現れるものと判断している。 労災病院の損益 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>当期損益</td><td>△128億円</td><td>△73億円</td><td>△42億円</td><td>△47億円</td></tr><tr><td>経常損益</td><td>△111億円</td><td>△67億円</td><td>△45億円</td><td>△35億円</td></tr></tbody></table> ① 労災病院に対する経営指導・支援 ア 労災病院に対する病院運営支援、経営指導の強化を図るため、平成16年度に本部に「経営改善推進会議」を設置し、経営改善に向けた新たな制度や新たな経費節減方策の導入・決定や、新たな施設基準の取得、高点数の施設基準取得を検討し実施するとともに、患者数・診療単価等の経営指標をもとに随時経営状況のフォローアップに努めた。 イ 「本部・病院間協議(病院協議)」を各年度ごとに実施し、個々の病院ごとの経営分析や財務諸表に基づき、平成20年度までの経営目標及び目標達成のための具体的な取組等について協議を行い運営計画を策定するとともに、その実現に向けた取組について病院に対し指示を行った。また、運営計画と上半期の結果を照らし合わせ、患者数・診療単価等の経営指標に基づき下半期の経営目標を策定させるとともに、逐次ヒアリングを実施しフォローアップに努めた。 ウ 各年度における年度計画の達成が危惧される病院に対して、本部主導による「経営改善報告書」を提出させ協議を実施した。 ② 収入確保及び支出削減対策の具体的な取組 ア 収入の確保 本中期目標期間は、平成16年の $\Delta 1.0\%$ の診療報酬マイナス改定に引き続き、過去最大の下げ幅となった平成18年の $\Delta 3.16\%$ のマイナス改定や、平成16年		16年度	17年度	18年度	19年度	当期損益	△128億円	△73億円	△42億円	△47億円	経常損益	△111億円	△67億円	△45億円	△35億円	A 3.73	A 3.91	A 3.78	B 3.00	A 3.61
	16年度	17年度	18年度	19年度																		
当期損益	△128億円	△73億円	△42億円	△47億円																		
経常損益	△111億円	△67億円	△45億円	△35億円																		

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H16	H17	H18	H19	
(2) 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、財政投融資への確実な償還に努めること	(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への償還を確実に行う。	<p>4月の新医師臨床研修制度発足等を背景に顕在化した深刻な医師不足に伴う診療科の休止等、病院経営にとって過去に類を見ない大変厳しい環境下にあった。この状況下において、医療の質の向上と安全の確保を図りつつ、同時に医療の効率化を進めるとともに、診療収入への影響を最小限に止めるため、全労災病院に対して収入確保対策の助言・指導等を行い、新たな施設基準及び上位施設基準の早期取得、地域医療支援病院の取得、DPCへの移行等を図り、診療単価アップによる診療収入の確保に努めた。</p> <p>イ 給与費 事務職員等の削減に加え、給与及び賞与カットを実施し、給与費の削減に努力した。 【平成16年度】 ・賞与支給月数を0、16月カット、12月期期末・勤勉手当に係る管理職加算割合を半減 【平成17年度】 ・事務職員数の縮減、職員俸給2.5%カット、賞与支給月数を更に0、14月カット、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合の半減措置を継続 【平成18年度】 ・期末手当支給月数を0、1月カット、賞与支給月数0、3月カットを継続、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合を更に100分の2カット 【平成19年度】 ・期末手当支給月数0、1月カットを継続、賞与支給月数0、3月カットを継続、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合のカットを継続</p> <p>ウ 医療材料費 ・薬品の共同購入、後発医薬品への移行、院外処方への移行、同種同効薬品の整理による契約努力等による薬品費の削減 ・診療材料及び医療消耗備品の共同購入、SPD一括供給方式の導入、契約努力等による材料費の削減</p> <p>エ 経費 ・CT、MRI等の高度放射線医療機器等の共同購入による医療機器の調達コストの縮減 ・設備管理業務の人員削減など業務内容見直しによる業務委託費の縮減 ・保守内容の見直しによる維持費の縮減 ・井戸水浄化システム、節水バルブの設置等による水道料の節減等による光熱水費の縮減 ・印刷物の全面的な見直し、競争入札の実施、契約努力による印刷製本費の縮減 ・競争入札の積極的実施</p> <p>オ 独立行政法人移行後に承継した償却資産の再償却期間満了に伴う減価償却費の縮減</p> <p>(2) 貸付債権の適切な管理・回収を実施した。 なお、平成18年度からは正常債権の年度回収予定額（回収目標）を新たに設定し、これに基づき計画的な管理回収に努めている。これは、平成17年度に、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から「具体的な数値目標や処理方針等を明確にした上で、回収状況についての評価を的確に行うべきである」旨の意見があったことに基づくものである。 平成18年度及び平成19年度においては、一部の正常債権について全額線上償還等が発生したことにより、正常債権の回収額は目標額を上回った。</p>					

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																									
			H16	H17	H18	H19																										
		<p>正常債権の回収状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収目標額</td> <td>一</td> <td>一</td> <td>626百万円</td> <td>573百万円</td> </tr> <tr> <td>回収実績額</td> <td>2165百万円</td> <td>1306百万円</td> <td>950百万円</td> <td>1044百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>財政投融資への償還については、年度計画に基づき確実な償還を実施した。</p> <p>財政投融資への償還状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>償還額</td> <td>4450百万円</td> <td>3836百万円</td> <td>2750百万円</td> <td>1514百万円</td> </tr> </tbody> </table>		16年度	17年度	18年度	19年度	回収目標額	一	一	626百万円	573百万円	回収実績額	2165百万円	1306百万円	950百万円	1044百万円		16年度	17年度	18年度	19年度	償還額	4450百万円	3836百万円	2750百万円	1514百万円					
	16年度	17年度	18年度	19年度																												
回収目標額	一	一	626百万円	573百万円																												
回収実績額	2165百万円	1306百万円	950百万円	1044百万円																												
	16年度	17年度	18年度	19年度																												
償還額	4450百万円	3836百万円	2750百万円	1514百万円																												

- 2 予算（人件費の見積りを含む。）
別紙1のとおり
- 3 収支計画
別紙2のとおり
- 4 資金計画
別紙3のとおり

評価シート（18）

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価
			H16	H17	H18	H19	
	第4 短期借入金の限度額 <p>1 限度額 4,184百万円（運営費交付金年間支出の3／12月を計上）</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p>	第4 短期借入金の限度額 短期借入金の実績なし。	B 3.00	B 3.00	B 3.00	B 3.00	B 3.00
	第6 剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。	第5 重要な財産の譲渡 <p>【平成16年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 休養所「大沢野パレス」について、平成17年3月31日に建物の譲渡契約を締結した（平成17年4月26日付けで所有権移転）。 <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 珪肺労災病院について、平成18年1月23日に土地及び建物の譲渡契約を締結した。また、平成18年3月20日に器具備品の譲渡契約を締結した（平成18年4月1日付けで所有権移転）。 大牟田労災病院について、平成18年3月23日に土地・建物及び器具備品の譲渡契約を締結した（平成18年4月1日付けで所有権移転）。 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手労災病院について、平成19年2月27日に土地及び建物の譲渡契約を締結した。また、平成19年3月22日に器具備品の譲渡契約を締結した（平成19年4月1日付けで所有権移転）。 東京都世田谷区南烏山地区所在財産について、平成19年3月20日に土地の譲渡契約を締結した（平成19年3月26日付けで所有権移転）。 西有田委託病棟について、平成19年3月28日に建物の譲渡契約を締結した（平成19年4月1日付けで所有権移転）。 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 筑豊労災について、平成20年1月16日に土地、建物及び器具備品の譲渡契約を締結した（平成20年4月1日付けで所有権移転）。 大分アルメイダ労災委託病棟について、平成19年12月26日に建物の譲渡契約を締結した（平成20年2月1日付けで所有権移転）。 九州労災敷地の一部について、平成20年1月15日に土地の譲渡契約を締結した（平成20年1月23日付けで所有権移転）。 和歌山労災敷地の一部について、平成20年1月15日に土地の譲渡契約を締結した（平成20年2月5日付けで所有権移転）。 関東労災敷地の一部について、平成20年2月8日に土地の譲渡契約を締結した（平成20年2月20日付けで所有権移転）。 第6 剰余金の使途 平成16年度から平成19年度までの各年度における余剰金はなし。					

評価シート(19)

中期目標	中期計画	暫定評価期間(平成16年度から平成19年度まで)の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価																										
			H16	H17	H18	H19																											
第5 その他業務運営に関する重要事項 なし	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 中期計画開始時の役職員の構成及び員数</p> <p>① 役員：理事長1人、理事4人、監事2人（うち1人は非常勤）</p> <p>② 職員：運営費交付金職員800人、労災病院職員12,922人</p> <p>(2) 人員に係る計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数の抑制を図る。（期首：800人 期末：720人）</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金（注1）により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>① 病院名 関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 予定額（注2） 総額 56,098百万円 (注1) 当該施設整備費補助金は、本中期目標期間中に限る措置として講じられたものである。 (注2) 「予定額」は、中期目標期間の施設建設費計画額である。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設につ</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 人事に関する取組 柔軟な人事交流を推進するため、平成17年度に労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度を創設した。この制度によって、平成18年度から従前対象となっていた管理職以外の看護職や医療職を中心とした人事異動を行ったが、全国会議や社内広報誌等で周知に努めた結果、平成19年度はさらに実績が増加し、職員の適正配置及び活性化を図ることができた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣交流制度</td> <td>30人</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td>転任推進制度</td> <td>18人</td> <td>44人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人員について 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>800人</td> <td>786人</td> <td>780人</td> <td>745人</td> </tr> </tbody> </table> <p>運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成18年度末に労災看護専門学校（2か所）を、また平成19年度末に労災リハビリテーション作業所（2か所）の廃止を行うなど業務の効率化に努め、中期計画どおり常勤職員数の削減を図った。</p> <p>2 施設・整備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により中期計画どおり次の病院の施設整備を行った。</p> <p>① 病院名 関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>② 労災病院に係る施設整備費補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14,376百万円</td> <td>12,567百万円</td> <td>11,284百万円</td> <td>9,518百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により、労災看護専門学校の校舎、教</p>	区分	18年度	19年度	派遣交流制度	30人	33人	転任推進制度	18人	44人	16年度	17年度	18年度	19年度	800人	786人	780人	745人	16年度	17年度	18年度	19年度	14,376百万円	12,567百万円	11,284百万円	9,518百万円	B 3.00	A 3.64	A 3.78	A 3.56	A 3.50	
区分	18年度	19年度																															
派遣交流制度	30人	33人																															
転任推進制度	18人	44人																															
16年度	17年度	18年度	19年度																														
800人	786人	780人	745人																														
16年度	17年度	18年度	19年度																														
14,376百万円	12,567百万円	11,284百万円	9,518百万円																														

中期目標	中期計画	暫定評価期間（平成16年度から平成19年度まで）の実績報告	事業年度評価結果				暫定評価期間の評価							
			H16	H17	H18	H19								
	<p>いて、施設整備費補助金により施設整備を行う。</p> <p>① 予定額（注3） 総額 2,467百万円 (注3)「予定額」は、中期目標期間の施設整備の計画額である。</p>	<p>室、学生寮の補修工事、冷暖房設備等の改修工事を行った。 労災病院以外の施設に係る施設整備費補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>493百万円</td> <td>495百万円</td> <td>687百万円</td> <td>522百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 吹付けアスベスト等に係る対策 【平成17年度】 ・目視調査及び成分分析等調査を実施し、一部対策工事を実施した。 【平成18年度】 ・平成17年度調査に基づき対策工事を実施した。</p> <p>(4) 建物の機能向上及び長寿命化に係る計画 【平成16年度】 ・「保全の手引き」を作成した。 【平成17年度】 ・「施設別保全台帳」を整備し、各施設の投資費用を効率的に行うための「保全情報システム」を開発した。 【平成18年度】 ・各病院の光熱水費の基礎データを入力した「施設別保全台帳」(CD-ROM版)を作成し、それを基に標準ライフサイクルコストの設定を可能にした。 ・平成19年度の各施設の工事計画に係る設備機器の耐用年数、工事期間、金額等について精査し調整を図った。 【平成19年度】 ・「施設別保全台帳」の、より積極的な活用を図り、建物等の日常点検の実施の指導を行った。 ・労災病院以外の施設に対して、保全の手引き及び施設別保全台帳を配布した。</p> <p>(5) 総合的な省エネルギー対策の推進 【平成17年度】 ・施設における光熱水費の縮減を図るための総合的な省エネルギー対策の試行としてESCO事業を旭労災病院に導入した。 【平成18年度】 ・設備機器を更新するための改修工事を実施した。また、「労災病院ESCO事業マニュアル」を作成し、全労災病院に配付した。 【平成19年度】 ・12月、2月、3月にESCO事業者、旭労災病院、本部営繕部と合同にて効果検証を行い報告書にまとめた。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	493百万円	495百万円	687百万円	522百万円				
16年度	17年度	18年度	19年度											
493百万円	495百万円	687百万円	522百万円											